

アメリカにおける受刑者の外部交通

井上, 祐司
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16196>

出版情報 : 法政研究. 47 (2), pp.517-570, 1981-03. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

アメリカにおける受刑者の外部交通

井上祐司

一

アメリカにおける受刑者の外部交通の問題をとりあげ、その現状と発展の方向をさぐることにしたい。ここでは、西ドイツの状況やわが国の現状と立法作業との比較にまでは立ち入らない。別稿において、西ドイツ行刑改革の立法問題をフォローしているの、「行刑の目的について」法政研究四五巻二号、「行刑の執行組織について」法政研究四六巻二—四合併号）、これらの問題についてはその機会にゆずりたい。

二

一 アメリカの状況について、わが国でもかなり多くの文献がこの問題を取りあげている。⁽¹⁾これらの業績を充分に参考にしながら、ここでは、重要な判例の動向を整理しつつ、若干の論者の意見や、州の規則、⁽²⁾諸研究団体の立法提案をもとりあげ、参考としたい。

シヨーン・ブナーマー教授 (John W. Palmer, Professor of Law, Capital University, Cincinnati) は、「受刑者の憲法上の権利」(Constitutional Rights of Prisoners, 1976) にあつて、その第三章面会・交わりへの受刑者の

権利、第四章郵便を利用する受刑者の権利において、外部交通の問題をとりあげている。また、シェルドン・クラント教授 (Sheldon Krantz, Professor of Law and Director, Center for Criminal Justice, Boston University School of Law) は、その教科書「矯正法と受刑者の権利—判例と資料」(Cases and Materials on The Law of Corrections and Prisoners Rights, 1973) において、その第五篇に受刑者の権利と答責性をとりあげ、そこで、受刑者の実体上の権利を、その手続上の権利とならべてとりあげ、実体上の権利を、まず憲法上の権利毎に体系化している。外部交通の問題は第一節の修正一条一四条の項目のもので、(一)表現と交わりとして、宗教、出廷とならんととりあげている。これらを資料として、アメリカの動向をなぐることにしよう。⁽²⁾

二 各州は收容者の面会の権利について一定の制約をおいており、この面会規制は、刑務所の裁量権の問題であつて、その明白な濫用がない限り、裁判所は干渉できない。Walker v. Pate, 356 F. 2d 502 (7th Cir. 1966). cert. denied, 384 U.S. 966 (1966) とし、刑務所の面会政策によつて課される制約は、全くもつて適法な、政府利益に合理的関連性のあるものであるとする James v. Wallace, 406 F. Supp. 318 (M. D. Ala. 1976)。面会の特典が刑務所管理の内部問題であるとしても、勿論、面会規則の差別的運用——例えば、面会人と收容者が異つた人種であるという理由で面会を拒否すること——は、修正一四条の人種差別にあたるもので許されない。Martin v. Wright, 525 F. 2d 983 (5th Cir. 1976)。

收容者の面会の権利は、規律上の理由で制約できるかが争われた。ひげを剃ることを拒否している收容者が、家族や友人との面会を拒否されたために争つたが、連邦最高裁は、ニューヨーク州の面会政策は、懲罰として收容に面会禁止をしていないという理由で、收容者の差止請求に理由ありと判決した Agron v. Montayne, 392 F. Supp. 454 (W. D. N. Y. 1975)。この際、最高裁は、ペル事件 (Pell v. Procunier) を引用しつゝ、收容者の面会は、

家族の利益であると同時に、收容者の憲法上の交わりの権利 (rights of association) でもあるとした。

パーマー教授は、この判例につき、裁判所が州規則を根拠にしていることを理由に、もし、右のような規則がなかった場合（つまりは、州規則によって懲罰として面会禁止の規定をもっていた場合ということになる）、同様の判決が得られたかは疑わしいと述べ、その補強として、收容者の移送と面会の権利へのその影響を争った事件について、裁判所が連邦憲法上の問題ではないとした判例 *Ribideau v. Stoneman*, 398 F. Supp. 805 (D. Vt. 1975) をあげている。

三 次に、收容者間の文通と受刑者同盟結成について。特定の時と場所でのコミュニケーションを禁止する規則について、裁判所は、刑務所内の暴力が増大していることから所内生活が規制の厳しいものになることもやむをえないとして、不合理でないと判決した *United States v. Dawson*, 516 F. 2d 796 (9th Cir. 1975)。刑務所管理に対する要求や批判を行うため、收容者の間で代表者を選び、グループを結成しようとした。裁判所は、收容者は、修正一条の下で同盟を結成するための交わりと自由な言論の憲法上の権利をもたないと判決した *Paka v. Manson*, 387 F. Supp. 111 (D. Conn. 1974)。この際、裁判所は、收容者が同盟を結成して行う交わりの利益と刑務所の内的安全を維持する利益とを比較考量し、しかも、同盟結成を禁止しても、代替手段として、刑務所当局が收容者と選択的インタビュウの制度をもっていたり、常設の矯正オンブズマン制度があったりするからという。そしてベル事件とクルツ事件 *Cruz v. Beto*, 405 U. S. 319 (1972) の比較考量の定式により、收容者の権利の剝奪は僅かなものであるのに、州の利益は支配的であるとして、刑務所側に大きな活動領域を認めた。

現実には、收容者が受刑者同盟に加入することを禁止してはいないが、その組織に收容者が加入するように勧誘することを禁止している刑務所規則が争われた。下級裁判所は、会員になることが許容されているのだから、その勧誘

も許されるとしたが、最高裁は、受刑者同盟を結成する権利を收容者はもたないとし、同盟結成を禁止する刑務所規則は、修正一条に違反しないとした *North Carolina Prisoners' Union v. Jones*, 409 F. Supp. 937 (E. D. N. C. (1976))。

四 夫婦の面会につき⁽⁶⁾、ミシシッピイ州、カリフォルニア州は、その刑事施設の中に夫婦面会のための設備を用意している。しかし、多くの州はそのような配慮をしていない。收容者にはその種の夫婦面会を要求する憲法上の権利はなくと判決している *Payne v. District of Columbia*, 253 F. 2d 867 (D.C. Cir. 1958) ; *Tarleton v. Clark*, 441 F. 2d 384 (5 th Cir. 1971), cert. denied, 403 U. S. 934 (1971)。夫婦面会を拒否して、残虐にして異常な刑罰に当らな⁽⁷⁾ *Polakoff v. Henderson*, 370 F. Supp. 690 (N. D. Ga. 1973), 488 F. 2d 977 (5 th Cir. 1974)、結婚した夫婦のプライバシーの権利を侵すことにもならないという *Lyons v. Gilligan*, 382 F. Supp. 198 (N. D. Ohio 1974)。政府は確かにプライバシーを侵害することはできな⁽⁸⁾が *Griswold v. Connet-icut*, 381 U. S. 479 (1965)、このプライバシーの承認は、政府の積極的な義務にまで拡大されるものでないとい⁽⁹⁾。 *Mc Cray v. Sullivan*, 509 F. 2d 1332 (5th Cir. 1975) も同意である。

五 次に、報道機関とのインタヴューについて⁽⁷⁾この問題はかなり錯雑した経過をとっている。まず、連邦控訴院は、シャトル・タコマ新聞社事件において、特定收容者を指定しての新聞記者のインタヴューを完全に禁止している連邦行刑局規則につき、それが收容者の修正一条にいう言論の自由 *freedom of speech* を侵すものでないと判決した *Seattle-Tacoma Newspaper Guild v. Parker*, 480 F. 2d 1062 (9th Cir. 1973)。この形式のインタビュー禁止を行っても、報道機関による情報の公衆への流れを不相当に制約することにならないとし、行刑局、刑務所に所内生活規則の形成に当り、広い裁量権が与えられねばならないという。この連邦行刑局規則の下においても、收容者の処

遇や刑務所の管理運営に關して、およそ現実的な苦情が無救済のままに終ることがないだけの充分の代案的コミュニケーション手段が存在していると判決はいう。この規則によれば、收容者の弁護人との自由に相談する権利、無制限の秘密通信の権利、親族や友人との面会の権利、自己の宗派の牧師と相談する権利、裁判所への自由な接近を許す権利が与えられている。この種のインタヴューを許容すると、規律問題が増大するとか、特定の收容者の「顔役」的地位（big wheel）をつくりあげ、そのことが彼の社会復帰にとり好ましくない影響をもつというような、害悪の結果に鑑み、裁判所は、この種の禁止によって生ずることのある報道機関の情報蒐集上の負担増があるとしても、それは、禁止政策を拒否する正当化事由とはならないと判決した。

ついで、連邦最高裁は、二つの連れをなす条件において、カリフォルニア矯正局マニユワルの中の、右の事件と同一の規定に關して、その合憲性をとりあげることになった。

まず、ヘル事件⁽⁸⁾ *Pell v. Procunier*, 417 U. S. 817, 71 Ohio Op. 2d. 195 (1974) において、收容者と新聞記者は、この州刑務所規則は修正一条の表現の自由を侵すと主張した。しかし、最高裁は、受刑者も新聞記者も、特定された個人インタヴューのための表現の自由の権利をもたないと宣言した。收容者については、既に、マーティネズ事件 *Procunier v. Martinez*, 416 U. S. 396, 71 Ohio Op. 2d. 139 (1974)⁽⁹⁾ によって保障されている收容者の通信検閲についての規準により、コミュニケーションの代替手段が開かれているからであり、また、新聞記者については、このような個人インタヴューは一般公衆にも利用しえないものであるから、新聞記者に特権的に利用せしめる必要はないとのべる。この種インタヴューの禁止が、中立的なやり方で行なわれ、表現内容に關係することがない限りで、その制約は收容者が当然服すべき相当の規則の範囲内であると判決した *Pell v. Procunier*, *Id.* at 828⁽⁹⁾。次に、サクソブ事件 *Saxbe v. Washington Post Co.*, 417 U. S. 843 (1974) によつて、連邦最高裁はヘル事件

を引用しつつ、この規則は修正一条に反しないとされた。新聞記者がこの種のインタビューによって情報源に接近できないとしても、それは公衆一般の誰かに利用しうるものを拒否したものでなく、一般原則、つまり、問題の面会者が弁護士、牧師、親族、友人でない限り、何人も刑務所に立入り、面会したいと欲する収容者を指名することはできないという一般原則の一適用例にすぎないとのべた。

さらに、メインロード事件において、連邦控訴院は、フィラデルフィヤ刑務所にあった未決拘禁者の提起した事件をとりあげた。収容者らは、そこにおける弁護士との接見交通に関する処置及びプロベクション手続における不当な点を明らかにするために、新聞社との間に会合をもちたい旨を刑務所に要求したが、当局によって拒否された。そこでその差止め又は宣言的救済を求めて争うことになった。連邦地裁に本件が係属している間に、さきのペル、サクス・ブ両事件の最高裁判決が出たが、連邦地裁は、当刑務所において収容者と部外者との会合、とくに他の収容者グループの新聞社との会合を許可した事例があったこと、さらに、本件における拒否が明らかに、収容者の期待している内容に基いて行なわれ、ペル事件で命ぜられている中立的接近に反していることを認めながら、そのような検閲は再びおこることはないであろうとして救済を拒否した *Main Road v. Aytch*, 385 F. Supp. 105 (E. D. Pa. 1974); 522 F. 2d 1080 (3rd Cir. 1975)。控訴により連邦控訴院は、この要求の拒否が表現内容とは中立的な基準で行なわれず、新聞社との会合の諾否につき、主観的評価により恰も検閲者として振舞わしめるような基準、例えば、その会合のテーマが「破壊的 explosive」か、「過激か sensitive」どうかといった基準は、行政裁量にとり、憲法的に要請されるところの「狭くひかれた制約」という要件を欠いたもので、マートィネズ事件にいう憲法上有効な刑務所規則の基準に合致しないとして、差戻した。その際連邦控訴院は、地裁に対し、刑務所が収容者のインタビューや新聞社との会合について規制するとすれば詳細な客観的テストを示す規則を定立し、さらに、これらの面会を拒否する場合

の事実関係の公正な決定を担保するため、適当な審査手続を設けるように指示することを要求した。

最後に、連邦地裁判決ではあるが、報道機関が受刑者に接近する場合の刑務所当局の基準に関してのものがある。クエド教育テレビ局事件（一九七五年）である。ある非営利教育ラジオテレビ局がカリホルニア、サンタ・リタのアラメダ区刑務所で起った自殺事件に関し、番組を企画し、刑務所の諸条件に関する精神科医の談話のあと、区刑務所、構内をテレビ探訪するという目的で、テレビ局の当施設敷地内立入を申し入れたが、刑務所により拒否された。刑務所はテレビ局の排除を当局の方針（行政裁量の問題）として正当であると主張していたが、その後、この刑務所は毎月一回、限定されたプログラムで刑務所内の公共見学の制度をとるようにした。連邦地裁は本件につき、報道機関の接近を拒否する際には、もし許可すると、曾て結果として起った所内の攪乱事態や、現に存在している緊張状態を刑務所において立証する責任があることをベル事件が要求していると解し、本件ではその立証がなされなかったこと、法廷で他の二つの刑務所職員が、收容者と新聞記者とのインタビューがことさら破壊的でも、安全にとり危険でもないと言ったこともあって、予備的差止命令を容認し、刑務所職員は、一般政策として、新聞社の責任者を刑務所から排除することを禁止した *KQED v. Houchins*, 13 Cr. L. 2252 (1975)。

六 弁護士との面会については、收容者が刑事事件の控訴の準備や刑務所の条件を争うために、弁護士の援助を求める権利を刑務所が恣意的に制限できないことは判例法によって確立されている。問題は、法律事務所にいる事務員や研究者、法学生についても、收容者は面会の権利を同様にもつかである。連邦控訴院の判例であるが、收容者の裁判所への接近のコロラリーとして、合理的に利用しうる、資格ある法律扶助への接近の権利があるし、法学生の法律扶助を拒否した刑務所長の決定を憲法に反するとした *Souza v. Trivisono*, 368 F. Supp. 459 (D. R. I. 1973) : 498 F. 2d. 1120 (1974)。尤も、時間、場所、面会の態様については、安全と秩序、本人の社会復帰という政府

利益の観点から合理的規制をおきうることは当然である。Shakur v. Malcolm, 525 F. 2d 1144 (2d Cir. 1975)。(1)

(1) アメリカの矯正制度一般について、その歴史及び現状の問題を明解に示すものに、法務総合研究所・研究部資料二二二号「自由社会における犯罪の挑戦・警察・裁判所・矯正保護」一九六八年、第六章矯正保護一六五～二二〇頁（長島敦訳）がある。また、佐藤春夫訳・アメリカ矯正協会「矯正の諸基準に関するマニュアル」矯正協会（昭五四・一二）、第一章現代矯正の構想及び基準の発展・形成（一一頁～四四頁）も、歴史と現状及び展望を示している。

吉田敏雄・岩井宜子訳「アメリカ合衆国における最近の矯正判例法の進展（一九七五年夏）」（昭和三三・七、監獄法改正資料第五二号）も、矯正判例の全体を把握するのに極めて有用である。

(2) 郵便の検閲に関して、クランツ教授は、テキサス矯正局の規則をあげている。

「(B)通信 テキサス矯正局は、収容者が家族や友人と接することを希望している、すべての発受信を開被し、点検することが必要であるので、収容者が通信することのできる人の員数および各収容者が発することのできる手紙の数に制限が設けられねばならない。通信に関する規則および指示は以下の通りである。

1 五人以下の者が収容者の通信及び面会のリストにあげられる。これらの人の選択は、相当の理由がない限り、家族構成員に限られるものとする。リストにあげた人は、許可をうけるものとする。収容者は、許可されたリストにない者との通信をしてはならない。通信リストの変更は、フンツビレの分類登録局副長によって行なわれる。

2 収容者は週三通の手紙を出すことができる。

3 常備のものが販売部に用意されている。そこで利用できる形式のみを使うものとする。

4 手紙は一枚の紙に限られる。両面を使ってよい。

5 封筒には正しく宛名を書かねばならない。収容者の名前と住所は封筒の左上部に書くものとする。収容者のTDCナンバーは封筒の裏側ののりぶたの下に書くものとする。

6 手紙ははっきりした文字で書かねばならない。郵便係によって容易に読み理解できるように、よみ易い手書きでなければならぬ。手紙は外国語で書くことが許されていない限り、国語で書かねばならない。タイプライターは用いることができない。

- 7 収容者の書く手紙は、友人と家族への個人的関心の事項に限られる。他の収容者や施設職員のことを述べてはならないし、施設の中のゴシップや噂を伝えてはならない。
 - 8 収容者は、テキサス矯正局の職員、矯正局長、同次長、処遇センター副長へ直接あてた場合は、検閲されないものとする。
 - 9 急を要する業務、法律事件は、刑務所次長に相談するものとする。次長は、この特殊郵便発送手続について説明するものとする。
 - 10 電報は刑務所長の許可を必要とする。異常な事情の場合にのみ許可する。許可されたとき、電報は料金受取人も「か、収容者の支払によって発信される。
 - 11 収容者は、手紙を刑務所の中にもちこんだり、もち出したりしてはならない。
 - 12 「エコー」紙の各号の写しは、週三回の枠の外で、収容者通信リストにある人に送ることができる。
 - 13 発受信とも検閲官により差とめられることがある。それは収容者に告知され、理由を告げられるものとする。以下の理由により手紙は差とめられる。
 - a、連邦郵便法に違反する物件を含むとき、又は、そのような言葉を含むとき。
 - b、わいせつ、野卑、脅迫、ゆすり、禁制品、禁止情報、逃亡計画を含むとき。
 - c、読み易くなく明白でないか、許可された宛先でないとき。
 - d、犯罪活動を述べたもの、他の収容者や刑務所職員や雇傭主について、虚偽又は価値をおとすような情報をなすもの。手紙には、刑務所職員や雇傭主の氏名や住所を含んではならない。ここでの目的は、家族・友人と刑務所の雇傭主との間のトラブルをさけるためである。
 - e、本通信規則に違反するその他の情報や封入物を含むとき。純粹に個人的な、収容者又はその家族の写真、新聞の切り抜きのような封入物は許される。」(Texas Department of Corrections, Rules and Regulations, pp. 12—14, in the: Krantz, Law of Corrections and Prisoners' Rught, pp. 339—340)
- このテキサス規則については何のコメントも付されていない。7号、13号(d)については、憲法上問題がある。マーティンズ事件において、連邦地裁により違憲とされた後に、手を加えられたカリフォルニア州刑務所規則の通信に関する部

分が判例集にあげられているので次に比較のためあげておこう。

「通信(A) 収容者の手紙の否認の基準

- (1) 発信文 宛先の承認を必要としない施設における収容者の発信文は、その内容が全体として、又、その重要な部分が以下の範囲に属するとき発信をみとめられない。
- a、人に対する物理的害悪の脅迫や犯罪活動の脅迫を含む手紙。
- b、ゆすりや恐喝をふくむ手紙。
- c、施設から、又は中に、禁制品を送ることについての手紙。
- d、逃亡計画についての手紙。
- e、施設の規則に違反する活動についての手紙。
- f、犯罪活動計画に関する手紙。
- g、文章や内容が読者に理解できぬ手紙。
- h、家族以外の者から金品の贈与をそそのかす手紙。
- i、わいせつな手紙。
- j、もし伝達されたとき、人に暴行や身体的害悪への明白にして現在する危険をかますような情報をふくむ手紙。通信宛者の承認を必要とする施設における収容者の発信は、前述の理由により認められないし、また、これらの理由がないときでも、その宛先が収容者に承認されたものでなく、その手紙の特別許可が与えられたものでないとき。
- (2) 受信。収容者への受信は、上述の理由があるとき、又は、収容者に重大な精神的、感情的混乱をもたらす内容のものであるとき、又は、宛先の承認を必要とする施設において、承認された宛先からのものでないものであって、その手紙について特別の許可が与えられていないとき。
- (3) 制限。収容者に重大な精神的感情的混乱を齎らすという理由によって手紙を拒否する場合は、当収容者担当のケース・ワーカーと相談ののち、施設の精神科スタッフによってのみなされるものとする。このスタッフは、その受領が刑務所の規律と安全に、又はその収容者の社会復帰に影響する蓋然性があると認定する場合にのみ、又、その混乱をさける他の方法がない場合にのみ引渡しを拒否することができる。発受信は、施設やその職員についての批判を含む

という理由でのみ拒否されてはならない。

(4) 収容者の通信の拒否の告知。

a、収容者が発信を拒否されるときは、その手紙と共に、拒否された理由と、その原因となった手紙の部分を指示するところの文書による、署名された告知書が収容者に渡されるものとする。

b、収容者が引渡しを拒否されるときは、その拒否の理由と、その原因となった手紙の部分を指示した文書による署名された告知書をそえて手紙を発信人に返すものとする。収容者には、手紙が拒否されたこと、その理由と発信人の氏名を示す文書を渡すものとする。

c、本規定に違反した通信があるとき、収容者の記録にとじこめられるものとする。通信に関してそれ以外の事項が記録されてはならない。但し、当局の職員が適法に検査するときであって、収容者の社会復帰の評価にとり重要なきはこの限りでない。通信に関する事項が記録にとどめられた際は、その旨収容者に告知されるものとする。

d、この規則に関する収容者の苦情についての行政審査は、本規則のD P—1〇〇三条に従ってなされるものとする。」(Procunier v. Martinez, 40 L Ed 2d 242—243)

アメリカ合衆国司法省刑務、政策宣言 (Bureau of Prisons, U. S. Department of Justice, Policy Statement) は、関連の問題について次のような説明をしている。

「収容者の原稿は、それが筆者又は現に進行中の裁判の第三者の生涯又は、犯罪歴をあつかったもの、又はその公刊が安全と規律に有害な結果を蓋然的にもつてであろう内容を含む場合、公刊を許さないものとする」(Policy Statement 7300・7A, Inmate Manuscript, July 7, 1971)

「通信についての事前承認は、これらの規則では一般に要求されない。しかし、彼が過度の通数を発信するとか、規則(一)にいう新聞雑誌の宛名を通じてではなく彼に知られていない人との交信の試みを規則的に行おうとする場合とか、その通信に犯罪活動が含まれている等の理由により屢々拒否された郵便を発信するとかする場合、収容者は「制限通信」の地位におかれることになる。それ以外に、事前承認を求められる場合として、収容者が重要な安全リスクをおかす者、組織的犯罪活動の主要な関与者とされている場合、又は、札つきの、広く世間に知られた犯人である場合がある」(Policy

Statement 7300・1A, Correspondence Regulations 2, March 16, 1972, at 1—4)。(コネチカット州ダンバリー連邦矯正施設の政策宣言は、*「もし彼の手紙が共同体の諸関係を危険にさらす場合、制限された通信地位におかれ」*と追加する。Danbury, Conn. Federal Correctional Institution, Policy Statement CT-7300・15, March 24 1972, at 2)

「収容者の次の手紙は発送されない。(1)脅迫やゆすりのような郵便規則違反の事項を含むもの。(2)犯罪活動の論議、(3)収容者の以前の事業についての運営の指図、(4)暗号文、(5)外国語によるもの(例外はある)」(Policy Statement 7300・1A Correspondence Regulations 4, March 16, 1972) (ちきのダンバリー宣言においては、「認可されない教材カタログ、価格リスト、許可されていない新聞、印刷物、自由見本等々を請求する文書」を加えている。(Id. at 6)。「各収容者は面会を希望する者のリストを提出する(Id. at 6)。申込みれた面会人について、刑務所職員は、明らかにするために調査する。直接の家族成員は、通常の事情の下では面会人として認められる(Id. at 3)。それ以外の家族でもリストにあげうる。友人については、交際、友情が建設的であり、犯人がその継続的接触により利益をうける場合は面会人として許される(id.)。面会人リストの承認後も、一時に面会できる人員数、面会の回数について制限をおくことが出来る(id. at 2, 3)。(ちきのダンバリー宣言では、「一人の収容者は一ヶ月に七回面会でき、一グループとして面会できる人の数は三人までとする。CT, 7300・18, May 26, id at 5)。

「新聞社代表は、個々の受刑者のインタビュアーを許されなく」(Policy Statement 1220・1A, Inmate Correspondence with Representatives of the Press and News Media, Feb. 11, 1972)。この条項が、Washington Post Co. v. Kleindienst, Civil No. 462—72 (D. D. C. Apr. 5, 1972)と争われ、破られた(1 Prison L. Repr. 141 (1972))。National Council on Crime and Delinquency の提案する Model Act は、「新聞記者の個別インタビュアーを許さず(18 Crime Delinquency, 13 (1972))。ニューヨーク州刑務所規則は、「矯正プログラム、収容者、被観察者の統合、安全、保安に逆効果を与えるインタビュアーを禁止する」。この規則を争った事件で、無効としたものがある。Burnham v. Oswald, 342 F. Supp. 880 c W. D. N. Y. 1972)。

「か」連邦施設での個人インタビュアーの制限を支持したのは、Seattle Tacoma Newspaper Guild v. Daggett, Civil No. 9557 (W. D. Wash. May 6, 1972) による。

(3) クラントツ教授は、「第五篇受刑者の諸権利と答責性」を、まず、序論としてモラーリーズ事件をあげ、受刑者の実体的権利を、憲法の各条に従って体系づける。第一節修正一条一四条(1)表現と交わり— a、郵便・手紙の検閲、b、公刊物の検閲、c、受刑者の原稿その他の書きもの、d、施設内での表現、e 施設内での交わり、f、面会の権利。(2)宗教、(3)出廷、(4)第二節修正四一条一四条序としてパルミジャーノ事件、(1)物的証拠の搜索押収、(2)会話の聴取、(3)プライバレイの剥奪、(4)第三節修正五一条一四条(1)自己負罪強要禁止と弁護権— a、事後の刑事手続との関連での保護、b、ありうべき懲罰行為に関連しての保護。(2)財産権— a、個人財産、b、正当な賠償。(3)二重の危険、(4)迅速な裁判の権利(勾留の問題)。第四節修正八一条一四条(1)残虐にして異常な刑罰— a、刑務所との関連での残虐にして異常な刑罰。(2)処遇と社会復帰— a、序、b、矯正施設における処遇への権利— 給説、c、他の施設での処遇への権利についての諸概念、d、刑事施設における治療への権利、e、事がらの裏面— 処遇されない権利。第五節修正一四条(1)平等保護— a、人種、b、施設と給付、c、貧困)。

クラントツ教授は、この第五篇の冒頭で、受刑者が拘禁中どんな憲法上の権利をもつかを問い、裁判所の態度が過去一世紀の間に変化してきたという。無権利の国家の奴隷とした (Ruffin v. Commonwealth, 1871) 時代から、法によって奪われた権利以外は通常の市民と同じ権利をもつとした (Coffin v. Reichard, 1944) 時代へと。しかし、正に何が法によって奪われるかが問題である。「適法な拘禁には、特権や権利の喪失、制限を伴つし、刑罰制度の背後にある諸配慮により権利の没収を伴う」(Price v. Johnston, 1948) とされるから。問題は、どんな権利が失なわれ、制限されるか、刑罰制度の中にある配慮、必要性即ち、拘禁、安全、社会復帰、規律と懲罰がどんな権利を制限するかどうかである。クラントツ教授は、受刑者の権利と施設の必要性が衝突したとき、一般に適用できる方式をたてたものとして、モラーリーズ事件でのドイル判事の意見 (Morales v. Schmidt, 340 F. Supp. 544 (W. D. Wis. 1972) — Doyle J.) 及びそれについての控訴審判決におよぶペル巡回判事の意見 (Morales v. Schmidt, 489 F. 2d 1335 (7th Cir. 1973) — Pell Cir. J.) をあげている。ドイル判事の方式はいわゆる「政府利益の不可欠性」テスト (“the compelling governmental interest test”) とされるもので、この方式により、彼の婚外子を生んだ義妹の恋文を差止められた收容者モラーリスの救済を認めたものであるが、控訴巡回判事は、この方式をこらさず、国家行為一般の合憲性テストである「規制の合理的関連性、合理的必要性」テスト (“Rational relationship to justifiable purpose of the State, be reasonably for the advancement”) を認めた。

ent of one" fest)で足りるとし、地裁の認容を破棄し、例えば、その差とめがモラリスの社会復帰という目的にとり合理的関連があるかを審理せよとして差戻した。なお、このドイル判事は、のちにとりあげた、マブラ事件 *Mabra v. Schmidt*, 356 F. Supp. 620 (W. D. Wis., 1973) においても、錯雑した合憲性テストを提案するが、それについては後述。クラント教授はここでは合理性テストを支持しているようにうけとれる。巡回判事が差戻しに当り、社会復帰との関連性というところで何を合意せしめていたかは不明であるが、彼の犯罪性除去にとりこの不倫な関係が直接関連している否かを判断せよというのかも知れない。郵便規制がここまであみこむのは、処遇理論の支えがあるとしても、余りにも後見的、倫理的にすぎるように思われる。ルビン教授は、判例集のコメントの中では、この合理性テストがマブラ事件判決で一層洗練されたとだけ述べている。クラント教授は当書の「注と問題点」において、本件地裁は、もし社会復帰の利益があるとしても、それを郵便への干渉ということによって追及することを拒否したとのべているが、判決からはその意を見出せなかった。

- (4) 下級裁判所は、受刑者について、外部文通に関して次のような具体的な修正一条の権利を認めている。自らの筆記用具をもつ権利 (*Sostre v. McGinnis*, 442 F. 2d 178, 202-03 (2d Cir. 1971))、しかし、連邦最高裁は否定 404 U. S. 1049 (1972))、宗教書を所持する権利 (*Brown v. Peyton*, 437 F. 2d 1228, 1231-32 (4th Cir. 1971))、新聞雑誌を受取る権利 (*Payne v. Whitmore*, 325 F. Supp. 1191, 1193 (N. D. Cal. 1971))、黒人むけ出版物を受取る権利 (*Jackson v. Godwin*, 400 F. 2d 529, 540-42 (5th Cir. 1968))、着物の収容者によって発行され、屢々刑務所運営を批判してこのニュース紙を受取る権利 (*Fortune Society v. McGinnis*, 319 F. Supp. 901, 905 (S. D. N. Y. 1970))、郵便を無検閲、無点検で発信する権利 (*Palmigiano v. Travisono*, 317 F. Supp. 776, 791 (D. RI. 1970))、自分の家族に刑務所職員を批判した手紙を発信する権利 (*Carothers v. Follette*, 314 F. Supp. 1014, 1023-26 (S. D. N. Y. 1970)) などである。しかし、他方では、死刑受刑者に送られてきた手紙の全面留保をした刑務所の措置を合理的としたもの (*Labatt v. McKeithen*, 361 F. 2d 757 (5th Cir. 1966))、受刑者の通信の範囲、性質についての制限を修正一条をなすものではないとのため (*Lee v. Tahash*, 352 F. 2d 970 (8th Cir. 1965)) がある。

受刑者の表現の自由にふれた文献として、Note, *The Right of Expression in Prison*, 40 S. Cal. L. Rev. 407

(1967) ; 18 Catholic U. L. Rev. 237 (1968) ; Note, Prison Mail Censorship and First Amendment, 81 Yale L. J. 87 (1971) 449n.

(5) 本件は地裁判決である。North Carolina Prisoners' Labor Union v. Jones, 409 F. Supp. 937 (E. D. N. C. 1976) 本件の最高裁判決は次のように表示される。

Jones v. North Carolina Prisoners' Labor Union, Inc., 97 S. Ct. 2532, 433 U. S. 119 (1977). ノース・カロライナ刑局規則は、収容者労働組合の活動を禁止していた（「賃金、雇傭時間、拘禁期間に関して刑務所収容者との団体協約を禁止する」N. C. Gen. Stat. § 95-98 (1976)）。ノース・カロライナ受刑者労働組合は、州のすべての刑事施設で組合を結成する目的で一九七四年に設立された。組合は団体協約を通じて労働条件の改善を求め、苦情解決をしようとした。四ヶ月以内に四〇ヶ所の施設から二千人以上の収容者が会員となった。州は、個人がこの組合の会員になることは許しているが、組合活動を組織することを禁止しようとした。そこで、行刑局は、施設内における組合のための会議、組合資料の収容者への一括郵送、会員の勧誘を禁止した。組合は、宣言判決と損害賠償を連邦地裁に訴えた。この規則は組合とその会員の自由な言論、自由な交わりの権利（修正一条）を侵すと主張した。又、法の平等保護（修正一四条）をも侵す、と。ペル事件が受刑者には、受刑者としての地位、刑罰目的に矛盾しない限りでの修正一条の権利があるとして、いることを引用して、既に会員になることが刑罰制度の目的をおびやかすものでないと認めているのなら、その会員への勧誘を禁止するのは合理的でない。また、地裁は、修正一条の問題について比較考量説の立場から、マーティネス事件の基準であった「政府利益の保護に必要かつ不可欠であるより大きいものであってはならぬ」の要件につき審査し、刑務所当局は、同組合が刑務所システムの適正な諸目的のいずれかに、現在の差迫った危険があることを立証していないという、運営の負担を増大させ、重要な規律やコントロールに脅威を与え、実力プロットを作って作業の低下、停止その好ましくない活動をとるために利用されるということとはなしの思惑では、受刑者の言論、交わりの自由を制限できないのであって、この種の団体が有益な側面をもつという事実もある（P. Keve, Prison Life and Human Worth (1974)）。キーブは、デラウェア成人矯正施設長、ミネソタ矯正局顧問である。また、ノース・カロライナ収容者苦情委員会事務局長ならびに、刑の言渡・刑罰・社会復帰に関する立法委員会委員 P・モリソン及びロール・アイランド成人矯正施設長 J・M・ミューレンの二つの宣誓供述書が出されていた。集会や一括郵送の禁止も、施設で「The Jaycees」（青年商

工会議所) “Alcoholics Anonymous” (断酒会) にはそのような特権が認められていることから、同組合が刑務所の目的にとり脅威であることの立証なしには、平等保護に反するとした。本件刑務所当局の控訴の直接審理をうけいた連邦最高裁は、六対三の判決で、地裁判決を破棄し、当該規則は、組合と会員の修正一条、一四条の権利をおかすものでないとした(レーンクイスト判事多数意見、バーガー裁判長、スチュワート、ホワイト、ブラックマン、パウエル各判事同調。バーガー裁判長補足意見。ステイブンス判事一部賛成一部反対意見。マーシャル判事反対意見、ブレナン判事同調)。

ジョーンズ最高裁判決の多数意見を書いたレーンクイスト判事は、まず、刑務所当局が組合の存在そのものを認めているということの趣旨を、こう規定する「収容者が自分の信するところに従って自らの信念をもちうることは、外部の者が収容者と觀念や信念を伝達することは当然であって、会員たる地位を許しているというのは、信念を禁止することでもって思想コントロールをすることは、好ましいことでも、可能なことでもないからである」と。従って、当局が組合員になることを認めていることが、刑務所における組合の諸活動に対する当局の、刑務所の諸目的への脅威の懸念が信用できないというものでないとし、地裁の法律論理を激しく攻撃した。かくて、プライス事件の論理「適正な拘禁は、必然的に権利や特権の多くを没収したりするが、かかる制限はわが刑罰制度の基礎にある諸配慮によって正当化される」(Price v. Johnston, 334 U. S. 266, 285 (1948)) を引用して、かかる制限は何れも刑務所当局の諸決定に裁判所が市広い敬意を払うことによって考慮されてきたという。地裁は刑罰拘禁のもつ特殊制約的諸情況の下で下した当局の判断について相対の敬意を払っていないと非難した。刑務所当局の組合は安全にとって脅威となるという合理的確信は、言論や交わりの制限、他のグループと組合との差別扱いを正当化するという。勧誘は、適法に禁止された活動へ集団的にとりかかることへの誘いであるから、その禁止は、組合の組織活動をコントロールする合理的な、必要な手段である。一括郵送は、郵便を利用した勧誘活動であるから自由な言論への介入ではない。私信による資料郵送は禁止されていない。しかし、当局は勧誘禁止条項で個人郵送も禁止できる。交わりの権利について、施設の職員が、情に通じた裁量の行使により、そのような交わりが刑務所の秩序と安全の破壊に蓋然性をもつか、その他刑務所の状況の下で適正な刑罰目的に干渉することになると合理的に推論するときは、いつでも切りつづめられうるという。しかも、より重要なことは、この最高裁が、この目的への危惧の判断が正当なことを立証する責任が刑務所当局にないとした点である。その判断に過誤があることが終局

的に立証されなかったことで充分であるとした。当局の懸念の合理性があれば、修正一条、一四条の受刑者の権利は合憲的に規制できることになる（これを「ある論者は」、「最少限合理性」テスト *minimal rationality test* としてよんでいる *J. of C. L. & Criminology*, Vol. 68 (1977) No. 4, p. 596 n. 66) ここでは「マーティネス事件にいう」必要である以上の大きい制約の原則は捨てられている。平等保護の問題については、軍隊である政治グループの活動を、他の市民団体と区別して禁止した事案に関する *Greer v. Spock*, 424 U. S. 828 (1976) を引用して、刑務所も軍隊と同様「公共の広場 *Public forum*」ではないから、グループ間の差別には合理的根拠があると判決した。

マーシャル判事は反対意見として、多数意見が伝統的な憲法判断の基準を捨て、それらの制限を最小限審査 *minimum scrutiny* によって行うことにより、受刑者のすべての憲法上の権利の漸次的な侵食作用を宣言したことになると批判する。その制限が果して重要な政府利益を促進することにつき必要な手段であることが正当化される必要があるのに、当局はこのことの立証を尽さなかったという。かくて、マーシャル判事は、本判決によって刑務所の裁判所による改革はとゞまれてしまったと結んでいる。

ある論者は、本判決を評して、「刑務所事件におけるハンズ・オフ政策の再確認であり、刑務所管理者の決定への尊重、それへの最小限審査は、受刑者の将来の憲法訴訟にとっての凶兆を示すもの」としている (*Id. J. of C. L. & Criminology*, 596—597)。

なお、本最高裁判決につき、辻本義男・アメリカにおける受刑者組合の発展、犯罪と非行三六号（昭五三）二頁以下、松下照雄・米国における受刑者組合について、刑政八九巻（昭五三）二五〇頁以下参照。辻本論文は、この種組合の歴史を検討し、二つの流れがあって、非暴力、非政治的組合の流れがあることを指摘し、今日の社会的条件の下で新しい人間のつながりを見出すために、施設と社会を繋ぐ道を開き、施設の最終支配者たる大衆を広くうけいれることになり、社会と一体となった処遇（コミュニティ・ベイスド・トリートメント）の一つの方途として検討するときにきているとする。受刑者組合（施設内部での）の行刑上の地位については、後で触れたい。松下論文はジョーンズ判決の線にそって専らこの組織をすべて処遇にとり有害であるとする。

(6) 平野龍一・妻との面会、刑政八七巻（昭五一）五号六二頁参照。消極的な判例の態度を指摘されつつ、現段階では外泊制度が穏当な方法とされるが、性についての考え方は変化しつつあるので、わが国でもおそれ早かれ正面からとりあげね

はならない時期がくるであらうと展望される。西ドイツ法案は、施設での家族との立会人のない面会の権利 (intimat Verkehr) を保障しようとする。

(7) 報道機関との外部交通は、今日の問題の一つであるが、これに関する文献として次のものがある。

Note, Public and Press Rights of Access to Prisoners After Branzburg and Mandel, Yale L. J. Vol. 82 (1973) 1337—1354 pp. の論文は Nolan v. Fitzpatrick, 451 F. 2d 545 (1st Cir. 1971) ; Washington Post Co. v. Kleindienst, Civil No. 467—72 (D. D. C. Apr. 5, 1972) ; 1 Prison L. Rpt. 141 (1972) ; Burnham v. Oswald, 342 F. Supp. 880 (W. D. N. Y. 1972) の三つの判例、即ち、受刑者と報道機関に關し、これらの修正一条の保護を承認した連邦下級審の三つの判例に対して、その後に出た二つの連邦最高裁の判例、即ち、Branzburg v. Hayes, 408 U. S. 665 (1972) ; Kleindienst v. Mandel, 408 U. S. 753 (1972) が、どの様なインパクトを与えるかを論じたものである。

連邦行刑局・政策宣言にもあるように、受刑者の表現の自由は明らかに制限されているが、これらの規則の背景には、刑務所の安全と拘禁目的達成のために、当局には適正な行政裁量を行使できるとする觀念がある。つまり、受刑者は表現上の権利を没収されているとする推定があつて、そのことが、修正一条の自由に関する制限が合憲であるための一般的な必要条件の審査 (Shuttlesworth v. City of Birmingham, 394 U. S. 147 (1969) ; Staub v. City of Baxley, 355 U. S. 313 (1958)) から免れしめることになつていた。この推定を破つた最初の第一歩は、Cooper v. Pate, 378 U. S. 546 (1964) (Percutiam) であつた。その後下級審の判決は受刑者の権利を拡大してきたが、未だ受刑者の表現の権利につき一般的な修正一条の基準を示したものはない。そこで、ノーラン事件、ワシントン・ポスト事件、バーンハム事件の三事件が、受刑者の修正一条の表現の自由保護につき、一つの新しい原理を示すことになつたのである。ノーラン事件のコフィン巡回判事の判決は、受刑者の権利が刑務所の事情についての公衆の知る権利によつて高められるという、二重の権利を説いた。ワシントン・ポスト事件は、インタビュウの全面禁止について、受刑者でなく、ワシントン・ポスト紙の新聞記者がレヴィスバークとダンバリーの連邦矯正施設でのインタビュウの申入れにつき、行刑局・政策宣言によつて拒否されたので、これを争つた事件である。ここでは、連邦地裁は、受刑者の権利と新聞社の権利と公衆の知る権利の三者を合体して、修正一条の保護に値するとし、より激しさの少ない手段が刑務所の秩序と安全を促進するために採り

えた等だと認定して、インタヴュー全面禁止を無効とした。Washington Post Co. v. Kleindienst, Civil No. 467—72 (D. D. C. Apr. 5, 1972)。この連邦地裁判決後、連邦最高裁のブランドバーグ判決が出て、この判決が新聞社のニュース収集活動の保護について重要な制約をおいた「犯罪訴追」という国家利益のため記者はニュース源に関して大陪審で証言する義務がある一ので、この最高裁判決に照らして、本件ワシントン・ポスト事件につき延期していた (406 U. S. 912 (1972))。控訴を最高裁は差戻した (Civil No. 72—1362 (D. C. Cir. Sep. 6, 1972, 1 Prison L. Rptr. 337 (1972))。しかし、連邦地裁は、差戻後の判決において、最初の判決を再確認した (Civil No. 467—72 (D. D. C. Dec. 19 (1972))。)

マンハム事件でも新聞社の個人インタヴューの禁止が争われた。インタヴューは刑務所の統合を困難にするという理由で禁止されているが新聞社への通信の権利が認められているのに、インタヴューのみを禁止し、両者を区別する合理的根拠がないとして、禁止規則を無効とした。しかし、ここでも、受刑者の面会の権利と記者の情報収集、情報源へのアクセス権のほかに、公衆の聞き、知る権利の利益の合体が認定されている。Burnham v. Oswald, 342 F. Supp. 880 (W. D. N. Y. 1972.)

この三判決、ノールン、ワシントン・ポスト、マンハム事件が、何れも、受刑者の修正一条の利益を擁護したものの、その根拠が、端的に、受刑者の権利としては認められず、三つの権利の合体 (Amalgam) として構成されているところに、このイェール大学法律誌のノート執筆者の関心はおかれている。このノートによれば、このような論理的構成は、他方において、新聞記者の情報収集、アクセス権や公衆の知る権利の内容が極めて不安定、不確実なものであることから結局において、受刑者の修正一条の表現の自由の内容が弱体化されることになるのを懸念しているようである。クーパー事件によって基礎をおかれた受刑者の修正一条の権利という立場が、比較考量論 (balancing approach) によって、その権利の内容を明らかにしてきたのに反して、この合体理論は、そこからの退却という位置で判例の流れをとらえている。受刑者の報道機関への通信の禁止を違憲とは判定しなかったマクドネル事件 McDonnell v. Wolf, 342 F. Supp. 616 (D. Iowa 1972)、新聞記者との個人インタヴューの禁止の差止めを拒否したシアトル・タコマ新聞社事件 Seattle Tacoma News Paper Guild v. Daggett, Civil Action No. 9557 (D. Wash. May 6, 1972), 1 Prison L. Rptr. 229 (1972) が何れもこの合体論を前提としていることを指摘する。

連邦最高裁は、ゼメル事件において、個人の情報収集のためのキューバ旅行のビザを拒否した事案において、修正一条違反ではないとした *Zemel v. Rusk*, 381 U. S. 1 (1965)。話し、出版する権利は無制限の情報収集の権利を含むものでない。これは新聞記者の事件ではない。

一方、公衆の知る権利について、最高裁もこれを承認しているが、その内容には三つの異った解釈があり、不確実な内容であるという。第一は、政府は、公衆のため情報を公開する積極的義務をおうという内容として理解される。しかし、政府情報へのアクセス権について、*The Freedom of Information Act* (5 U. S. C. § 552 (1970)) のような制定法によって実定化された領域を除いて、一般に修正一条のみによってこのような情報の公開が義務づけられているとは裁判所も考えていない。さきの三判例も、刑務所についての政府情報の開示義務を確立しているわけではない。第二は、レッド・ライオン事件 (*Red Lion Broadcasting Co. v. FCC*, 395 U. S. 367 (1969)) で定められた公正ドクトリン (*fairness doctrine*) に関する。放送局は、反対意見を代表する話者に等しい放送時間を許すことを要求する。これは、ある限られた、重要な言論についての公衆の聞く権利といえる。さきの三判決には、この考え方が含まれている。第三は、すべての個人は、自分に向けられた情報を受取るころの個人的、私的権利をもつとするもので、情報の価値や重要性にかかわらず、すべての言論の保護を旨とするものである (*Lamont v. Postmaster General*, 381 U. S. 301 (1965))。さきの三判決は、これとは関係しない。

このように、公衆の聞く権利、知る権利を理解してくると、さきの行刑に関する三判決のいう公衆の知る権利という概念は、直接の先例を欠くものといえる。

ブランドバーグ事件連邦最高裁判決は、記者が内密のインタビュの内容を大陪審で証言しない特権が修正一条により保障されているニュース収集の権利としてあるという主張を否定した事件である。 *Brandenburg v. Hayes*, 408 U. S. 665 (1972)。最高裁は、記者にニュース収集の権利があることを認めたが、大陪審での証言により、将来ニュースの収集が困難になり、ニュースの流れが減少するので、この収集の権利がおかされるという主張に対して、これが立証されていないと否定した。この判決により、ニュース収集の権利が保障されるのは、大きな読者層をもつ古くからの報道機関、大新聞のそれに限定されることになる。

マンデル事件では、ベルギーのマルクス主義の教授の入国ビザを拒否した事件において、この外国人の排除規定は、ア

メリカ聴衆の聞く権利の侵害であるとする主張を最高裁は拒否した。外国人排除の政府利益とアメリカ聴衆の聞く権利とを比較考量しようとするれば、必然的に聴衆の大きさ、話し手の観念の廉直さ、誠実さといった表現の内容に関する要素にたち入って、聴衆の利益を評価せざるをえず、正にそれを裁判所が伝統的に立入ることを避けてきた態度であるとした *Klendenst v. Mandel*, 408 U. S. 753 (1972)。

ブランドバーグ事件とマンデル事件の最高裁判決により、新聞記者の情報収集の権利や公衆の知る権利の内容は、すべての個人によって所有されている情報を受けとる個人の権利のなかに解消された。個人の情報を受取る権利を積極的、能動的にみれば、それが新聞記者のニュース収集の権利であり、消極的受動的にみれば、公衆の聞く権利、知る権利となる。かくて、ノーラン事件、バーンハム事件についていえば、個人の聞く権利としての修正一条の権利（誰の聞く権利が問題かは受刑者の選択した相手ということになる）が切迫した州利益と競合することになる。ワシントン・ポスト事件においては、個人としての情報収集の権利が切迫した州利益と競合することになる。差戻し後の第二ワシントン・ポスト事件において、連邦地裁は、ブランドバーグ最高裁判決によりつつ、特定の新聞記者の修正一条の権利ではなく、公衆一般を形成している個人として、他の個人と同じ大いさで保護されるとした。かくして、これら行刑に関する三判決において、受刑者の表現についての憲法上の地位という問題は、全く無関連のものとなったのである。クーパー判決によって始まった受刑者の修正一条の権利の完全な承認という途にはたたなかった。以上が、イェール・ロー・レビュー誌のノートの論旨である。

なお、ベル事件及びサクス事件につき解説したものとして、島伸一・アメリカ法（一九七八・二）二四七頁以下参照。島解説は、ハーバート・ロー・レビュー誌（一九七四年、八八巻、一六五頁以下）の批評（「より少ない制約代替」テストを矯正官の裁量により回避した）を引用しつつ、合衆国最高裁のハンズ・オフ原則の将来には微妙なものがあるとして、今日の、クエド判決、ジョーンズ判決の到来を恰も暗示されているが如くである。さらに、同解説は、サクス判決について、比較考量論が消えている点を批判されている。なお、島氏によれば、サクス判決後、一九七六年政策宣言の改正により、連邦行刑局は、メディア代表者との個人インタビューを一定の範囲で許すようになっていたと指摘されている。

(8) 平野龍一・通信接見についての二つの判決、刑政八七巻（昭五一）六号、六〇頁は、マーティネズ事件とベル事件の判例

史的意義を簡潔に示されている。従来対立していたモラルズ基準（バーナム対オズワルド判決）とシャトル・タコマ・パーカー基準（合理的関連性）と、この両極の中間にあるオプライエン判決とを統一して、ペル事件は、パーカー基準よりも確実な基準（他に代替となる手段があるかどうか）を示したところに意義があるとされる。しかし、ペル判決が受刑者の権利ではなく、通信する一般人の権利として構成したことは奇妙であると指摘されるが、本判決をもって、ハンズ・オフへの回帰とする批判のあることにつき、最高裁の迷いと困惑が二つの判決（マーティネズとペル）によく現れているもの、そこまで引返すつもりはないであろうとされる。

(9) マーティネズ事件は郵便検閲に関する最高裁判決で、その後には指導的役割を果たしたが、それ以前に同趣旨の控訴院の判決として重要なのはノーラン事件である。

Nolan v. Fitzpatrick, 451 F. 2d 545 (1st Cir. 1971) —州受刑者（ノーランほか）は、マサチューセッツ州ウォール・ポール矯正施設の受刑者であるが、当刑務所が、所内の出来事に関し、報道機関への投書を禁止していることの合憲性を争った事件である。ノーランはこの種の手紙を七回書いて差とめられた。その手紙の一通は次のような内容のものである。「拝啓小生はこの手紙を、ウォールポール州刑務所で起った作業ストライキについての貴紙にあったある論説について書きます（一一五読みにくい）。小生は、貴紙が吾々が不当な抑圧にあることを過少に評価しなかったことに感謝したい。又小生は、この刑務所の状態が貴紙の指摘しているよりもっとひどいものであることを指摘したい。「刑務所長が受刑者の不当な扱いに関して討論することに同意した」という貴紙の記事には反対です。この情報は不正確です。作業ストライキは月曜の午後（七一年一月一日）に始まり、七一年一四日木曜日の午後おそくまで続きました。もし貴紙が本件作業ストライキの背景にある理由、および過去一〇ヶ月間にこの刑務所で起ったその他の色々のトラブルについてもっと詳しく知りたいと思われるならば、上にあげた弁護士にあって下さい。敬具ダン・ノーラン、ウォールポール受刑者」。マサチューセッツ連邦地裁は、宣言的判決を容認し、差止命令を発した。しかし、その命令には発送拒否できる通信についての広い刑務所の裁量を与えられていた。(a)一般公衆、刑務所管理者職員の安全にリスクがあるとき、(b)遵守事項の受刑者の遵守にリスクがあるとき、(c)受刑者の社会復帰にリスクがあるとき、当局において、これらリスクがあると信ずるについて、蓋然的ではなくとも、合理的理由があるときは発送を拒否してよいとした。そこで、両当事者が不満として控訴した。本件判例は、この控訴に答えた第一巡回控訴院の判決である。巡回判事コフィンは、刑務所の運営、受刑

者の処遇、又は身体の不当扱いに関する州刑務所収容者の新聞社への投書の権利は、その手紙が禁制品、逃亡計画、刑務所規則をくぐりぬける工夫を含んでいるか、又は、それらに関連している限りにおいてのみ制限されうる、と判決した。刑務所の運営経費の節減とか、その手紙が新聞の報道記事となって刑務所内の仲間受刑者のストライキや暴動を誘発するかもしれないとか、投書禁止は、公共の安全、応報、抑止、社会復帰という州の利益を促進するであろうということ、これらの理由では充分でないと判決した。事件を原審に差戻したものである。コフィン巡回判事は、この立場を *United States v. O'Brien*, 391 U. S. 367 (1968) によって確立された基準、(1)修正一条への制限が、重要にして実質的な政府利益を促進すること、(2)そこに伴われる修正一条への制限が、政府利益の促進に不可欠であるよりもより大きくないこと、を採用した。この基準の(2)が特に本件では意味をもったように思われる。新聞社への投書の一律全面禁止は、必要以上の制約であり、投書が新聞記事となりそれが暴動やストライキを誘発するということを前提にしても、新聞記事(返信)への受刑者の接触をチェックすることであり、発信したいをおさえる必要はないとのべている。

なお、マーティネス事件についての紹介、解説として、谷澤忠弘・受刑者と文通、刑政八七卷六二頁（一九七六年）鈴木義男・アメリカ法の潮流・アメリカ法（一九七五—二二七四頁、香城敏麿、アメリカ法の潮流・アメリカ法（一九七六—二九六頁）がある。

(10) このクエド放送局事件の連邦地裁判決は、「リットル・グレイストン」(サンタ・リタのアラメダ県刑務所の俗称)を含め、全区の刑務所に対し、カメラとテープ・コーダーをもって責任ある記者が合理的に接近することを拒否できないとする暫定差止めを命ずるものであったが、この命令は第九巡回控訴院で支持された。(KQED, Inc. v. Houchins, 546 F. 2d 284 (9th Cir. 1976))。しかし、巡回判事としてのレンクイストは、差止め命令を停止した(Houchins v. KQED, Inc., 429 U. S. 1341, 1341-42 (1977))。最高裁は四対三で、この差止め命令を破棄した。バーガー裁判長が多数意見を述べ(ホワイト、レンクイスト各判事同調)、スチュワート判事が独立意見を述べて破棄判決に賛成、ステイブンス判事が反対意見をのべた(ブレナン判事、パウエル判事同調。マーシャル、ブラックマン各判事は不参加。Houchins v. KQED, Inc., 98 S. Ct. 2588 (1978))。バーガー裁判長は、ブランドバーグ判決は新聞社がニュース源への特殊のアクセス権があるという見解を何ら示していないばかりか、「修正一条は、一般公衆に利用できない情報への特殊のアクセスという憲法上の権利を新聞社に保障するものでない」としたこと、ペル、サクspb両判決も、憲法は政府官吏

に、公衆一般に利用できない情報源をジャーナリストに利用せしめるよう要求するものではないとしているので、本件放送局の要求は、同じようなアクセスへの特殊の権利を求めらるもので、上述諸判決により当然破棄さるべく決定されているものだと述べた。スチュワート判事の独自意見は、いわゆるこの「平等接近」法則（“equal access” rule）が新聞社と公衆との間にいかなる差異もありえないという趣旨であれば賛成できないとし、新聞社は公衆の知る権利に奉仕するために、公衆よりもよりフレキシブルで効果的な接近が許されるべきだとしたが、地裁の差止め命令は余りにも広すぎるとして破棄判決に賛成した。バーガー裁判長は、このスチュワート意見に対して反論する。新聞社が公衆の情報への権利を容易にするため特殊の憲法上の保護をうけるという命題は、裁判所の伝統的な命題「新聞社は公衆への何らかの特別の義務に服するものでない独立した制度とみなされている」という点と、矛盾するばかりでなく、公衆の知る権利への奉仕能力の政府による点検という、関係報道機関の新聞業務の評価に結びつき、公衆の知る権利に奉仕することのない報道者の権利を排除し、大新聞の特殊の保護のみを認めることになるといふ。

ある論者は、この点に関するスチュワート判事とバーガー裁判長の論争につき、「新聞が公衆の権利の擁護者として特殊の権利をもつという主張は、それと同時に、それに伴う責任が認められるという危険を伴う。そのような責任は、公衆の代表者としての特権的地位の否認以上に自由な新聞をより以上危険にするであろう」とのべる（Harv. L. Rev. Vol. 92 (1978), No. 1, p. 178. 下記関連文献に引く L. Tribe, *American Constitutional Law*, §12-19, at 675 n. 5; Van Alstyne, *Comment: The Hazards to the Press of Claiming "Preferred Position"*, 28 *Hastings L. J.* at 761, 764-69 (1977) 以下)。さらに、この論者は、この特別の権利・責任は、レッドライオン放送局事件における「公正な報道の義務」に通じ、新聞記者にもこの義務をかすこととなつて不当であるとも付言している。また、新聞の特殊の権利というなら、その「新聞」とはどの範囲のものかという解決不能の問題に直面するともいふ（*Id.* at 178）。スティーブンス判事の反対意見。本件の争点を、新聞社が公衆の権利をこえたものとしてどんな権利をもつかという点とは、別の論点からとりあげる。新聞社が特殊の権利をもつものでないことを認めるとしても、そのことによつて、本当の問題、本件ハウチンス治安官のアクセスの拒否が公衆の権利をおかすものかどうかという問題は尚答えられていないといふのである。多数意見における判例の読み方、ゼメル事件におけるバーガー裁判長意見をも論評しつつ、反対意見は、新聞をふくめ万人に利用される公衆のアクセスの憲法上の権利は、憲法の予定する自治のシステムから不可避的にでく

る。修正一条の目的の一つは、「事情を知った市民の存在」を保障することにある。それが責任ある決定を可能にする。情報の獲得、報道を保護するのもそのためである。刑務所への接近は、特に保護に値する。もしそれを欠けば、公衆の刑事制度への信頼を失なわせ、残虐にして異常な刑罰からの自由という憲法上の保障を危ふくことになるであろう。ゼメル事件では、「情報収集の無制限の権利」を否定したものであり、ブランドバーグ判決は若干のニュース収集権を承認しており、又、ベル、サクスプ両判決では、アクセス権を否定したようにみえるが、これらの事件では、アクセスの重要な代替手段が存在していたことが重要である。従って、両判決をアクセスの幅広い、一括拒否によっても何ら憲法問題にはならないということの意味するものとして引用すべきでないのとべている。

本判決評釈者は、反対意見が真実の争点にたち向ったことを評価しつつも、公衆の権利の基準として「自治」ということでは、政府・私人の利益と衝突した際の比較考量の基準として余りにも不確定なアクセス権の内容規定であると批判する。そして、この反対意見につき、バーガー裁判長が、「自治」という観念によれば、自己の観念として「好ましいこと」「便宜なこと」を、アクセス権の内容として、アド・ホックな基準をたてしめることにならうという批判を認めている。この評釈者は、修正一条の権利と政府利益の衝突の問題として比較考量論で処理すべきで、刑務所の職員の専門判断の尊重ではたりないとし、特に、「制約の最も少ない代案」テスト（“least restrictive alternative test”）を具体的に進めるべきであるという。バーガー裁判長が多数意見において、公衆に利用できる刑務所についての情報へのアクセスの代案の一覧表を示していることは、形式的に、公衆のアクセス権を拒否しているにわかかわらず、むしろ、刑務所の安全と規律についての適正な州関心に對して、比較考量さるべき修正一条のアクセス権の存在を暗示するものという。そのうえで、本件ホウチンス治安官の処理（事後の公衆参観制度の採用を含めて）をもって、両利益の合憲的バランスを承認したのがバーガー意見の本旨であるとす（*Id.*, at 182-85）。

この評釈者の論旨は、多数意見にかなり好意的であり、今後の法廷での憲法論争論理としてならば格別、クエド判決の客観的な判例上の位置づけとしては問題があろう。後述注（17）チャーレイン法律誌ツェッシン論文、マイアミ大学法律誌ムセツトウ論文紹介参照。

(11) 松下照雄・米国における受刑者の面会制度の实情と問題点、刑政八六卷（昭五〇）一〇号は、受刑者の面会制限は、その修正一条による司法審査の対象になり、禁制品・逃亡計画・違法行為のおそれにより制約できるし、処遇阻害のおそれが

あれば制限できるとし、面会は権利としてでなく処遇の一環として行なわれているとする。日本の場合、保安中心の思想が強いことを指摘し、処遇行刑の一環として面会制度を位置づける必要をとく。一律的処理は従って好ましいものでなく、家族であれ、暴力団や問題のあるもと受刑者であれ、具体的、個別的に処遇観点から規制すべきで、一律許容、一律排除は問題であるとする。

左津前武・受刑者に対するマス・メディアの接近、刑政八七巻（昭五一）二号は、クーパー事件（刑罰制度によって必然的に制約されるもの以外では、市民としての完全な権利をもつ）以来の外部交通の保障拡張（ノーラン、バーンハム両判決の通信・面会の権利）の波が、クラインディーンスト事件、ブランドンバーグ事件において、「知る権利」「プレス」の取材の権利」という先例なき茫漠未確定の概念の上にたつ不安定なものであるとして疑問が示され、ついに、ペル、サクスブ両判決によって、取材の権利には法的権利としての保障のないものであることを明示したとされる。そこには、施設の専門的判断への尊重が強調され、処遇は規律を前提にしてみありうることを、プレスの受刑者への迎合的態度、センサーショナリズムが監獄暴動のひき金となったことへの反省が、両判決にみられるとされる。しかし、国民の理解・啓発の必要な行刑にとってプレスの建設的役割の重要なことは指摘される。さきの松下論文と同様、施設に関する取材につき、権利論構成を否定する点において、「上からの処遇行刑」とも言うべき基本観念があるのではないであろうか。

アメリカの場合、受刑者の面会が憲法上保障された権利であるという思想が根本にある。権利であるからこそ、これを制限するにき、確乎とした根拠が要求される。拘禁、社会復帰、管理運営、規律秩序という国家利益とそれは対抗関係に立つものの、受刑者もまた、その社会的存在としての人間の基本的権利わが国では憲法二三条の個人の尊厳、アメリカでは修正一条の権利を失うものでないが故に、これら国家利益をもってしても、完全に否定することの許されないものである。この対抗する二つの権利関係の衝突をいかに限界づけるかは、まずは、監獄立法の問題であるが、その法的規制したが、憲法によって司法審査の対象になる。

面会及び通信についての基本的な考え方、西ドイツの現状、わが改正作業の問題については、わが国の多数の文献とともに、別稿で検討したい。

三

一 郵便を利用する受刑者の権利について。刑事施設への拘禁は、必然的に憲法上の諸権利の十分な享受を低減せしめることになるが、正確にどの権利が完全になくなり、どの権利がなお残されるかは、必ずしも明瞭ではない。拘禁により没収されてはいない権利であっても、屢々低減された形態にとどまることになる。郵便制度を利用する収容者の権利はどのような変化をうけるであろうか。

二 憲法一条八項は議会に郵便局設営の権限を付与する。この権限は、国の郵便制度を規制する排他的権利を議會と連邦郵便局に認めたものと解されている。収容者も郵便制度を利用する連邦上の権利をもつことは明らかであるが、長い間の判例の流れが確立してきた原則によれば、刑務所職員は、この権利に合理的制限をおくことができると思われる。Adams v. Ellis, 197 F. 2d 483 (5th Cir. 1952) ; Numer v. Miller, 165 F. 2d 986 (9th Cir. 1948) ; Medlock v. Burke, 285 F. Supp. 67 (E. D. Wis. 1968)。通信できる人の数の制限、発受信の閲読、その文章の削除、発受の差止めである。

これらの制限規制の根拠とされているのは二点である。第一は、刑務所の安全と管理運営であり、第二は、社会復帰である。禁制品はもちこまれてはならず、逃亡計画は暴露されねばならず、収容者を興奮させる材料は排除されねばならない（安全の利益）。そして、正にその規制を実行するための職員を設営する財源は有限である。職員がチェックしうる郵便の量に限度がある以上、収容者の発受しうる郵便の量の規制もまた必然となる（管理營運上の利益）。次に、収容者の社会復帰という利益から、その発受する通信リストを作成させ、刑務所の承認した範囲に限定する必要がある Carothers v. Follette, 314 F. Supp. 1014 (S. D. N. Y. 1970)。

三 施設の郵便について、判例の伝統的接近法をなすものは、次のようなものであった。例えば、裁判所への接近の権利とか、弁護権の保障とか請願権とかへの制約をかしたとか、新聞・雑誌・書籍の購入の差止めによって言論出版の自由を制限したとか、黒人向け雑誌の差別差止めによって平等保護に違反したとか、何れにせよ、その郵便の制約が同時にある独立の具体的な憲法上の権利を侵害したという個別的な権利侵害の契機を收容者が主張しない限り、およそ郵便のコントロールは、刑務所の行政事項であって、裁判所の干渉するところでない」と判決され、制約の理由についての吟味にたもいるまでもなく、請求の原因を欠くとして、收容者は敗訴するのであった *Brown v. Wainwright*, 419 F. 2d 1308 (5th Cir. 1969); *Ortega v. Ragen*, 216 F. 2d 561 (7th Cir. 1954); *Medlock v. Burke*, 285 F. Supp. 67 (E. D. Wis. 1968)。若し女性への通信が差止められ *Dayton v. McGranery*, 201 F. 2d 711 (D. C. Cir. 1953) / 出版社への原稿の発送が差止められたが *Stroud v. Swope*, 187 F. 2d 850 (9th Cir. 1951), cert. denied, 342 U. S. 829 (1951) / 何れも收容者が何ら具体的な権利侵害の主張をこたへないとして、請求を棄却せられた *Diehl v. Wainwright*, 419 F. 2d 1309 (5th Cir. 1970); *Carey v. Settle*, 351 F. 2d 483 (8th Cir. 1965); *Numer v. Miller*, Id.。このような伝統的な接近法に対して、裁判所は次第に、その郵便コントロールについて、干渉の態度を示し始め、安全か社会復帰かに関連性がある場合にのみ正当化されるとするようになった。刑務所の生活条件につき、誹謗する内容の両親への手紙を差止めた事件において、この二つの政府利益との合理的関連性が立証されていないとして、收容者の要求を認めるに至った (*Carothers v. Follette*, Id.)。收容者の受信を禁制品、逃亡計画の点で閲読検査することは合憲である (*Sostre v. McGinnis*, 442 F. 2d 178 (2d Cir. 1971), cert. denied, 405 U. S. 978 (1972))。未決拘禁者への小包と手紙が禁制品のため検査されたが手紙は閲読されなかった (*Jones v. Wittenberg*, 58 Ohio 2d 47, 330 F. Supp. 707 (N. D. Ohio 1971))。受信せず

べて閲読検査されてよいが、発信は捜索令状なしには閲読されてはならぬとするものある (Palmigiano v. Travisono, Id.)。そして、連邦最高裁は、マーティネズ事件において、カリフォルニア刑務所の郵便規則につき、「不当に不平をのべる (unduly complained)」、「苦情を誇張する (magnified grievances)」、「煽情的な政治・人種・宗教その他の見解や信念を表現する (inframatory political, racial, religious or other views or beliefs)」、「侮辱的その他不当な (defamatory, otherwise inappropriate)」表現を含む発信を禁止しつつた (Rule 1205 (d) 2402 (8))。この規則はいまいで規制として広すぎるので無効であるとし、収容者には修正一条により外部との通信の権利をもつとし、ただ次の三条件のもとでのみ、郵便検閲による制限禁止は合憲たりうるとした。即ち、(1)安全と社会復帰という政府利益にとってその規制が合理的関連性をもつこと (へつらわない、好ましくない記述が多少不正確でも排除はできない) (2)その政府利益保護に必要な程度をこえた規制でないこと、必要最小限の修正一条の権利制約であること、(3)手続的保障 (デュー・プロセス) を設けていること (通信拒否の告知、拒否を争う機会の附与、拒否決定者以外の職員による再審査) である。このマーティネズ事件最高裁判決は、その後、受刑者の権利制限への合憲性テストの指導判例として大きな影響を及ぼしていった (Procunier v. Martinez, Id.)。

四 まず、裁判所との文通について。ミシガン州刑務所規則は、法律関係の文通については、行刑局の福祉官を経由し、パロール局事務部の手を経て裁判所に提出されるという手続をとっていた。ある収容者が連邦最高裁へ提訴を直接行うための人身保護令状のための請願を用意した。そこでこの通信は差止められた。そこで裁判所は、収容者の連邦地裁への人身保護令状を求める権利は縮小されてはならぬとし、この規則を無効とした。令状に理由があるか否かは裁判所のきめることであって、刑務所職員が左右することではなうとす (Ex parte Hull, 316 U. S. 546 (1961))。ハル事件以来、連邦裁判所は刑務所職員による法律事件文書の差止めについて詳細に検討しており、あ

る事件では、用いられた形式が不当と認められるとき郵便拒否を許している刑務所規則を無効としている (Bryan v. Werner, 516 F. 2d 233 (3rd cir. 1975))。裁判所へのアクセス権がなければ、収容者のその他の権利は幻想に終わらぬであろうとして、有罪判決を争う事件に関する文通のみならず、刑務所の生活条件を争う文書についても、刑務所職員による規制を排除しようとする (McCray v. Sullivan, 509 F. 2d 1332, 1337 (5th Cir. 1975) Cert. denied, 423 U. S. 859 (1975))。しかし、なかには、この間を区別し、刑務所には規律秩序に関する裁量権があるので、収容者の有罪判決に関する法律事件文書以外の郵送は規制しようとするケンタッキー矯正局規則を容認したものがあつた (Kirby v. Thomas, 336 F. 2d 462 (6th Cir. 1964))。ハーマー教授は、両者を区別するいかなる合理的基礎もないとする。また、裁判所からの通信、裁判所への通信は、閲読されてはならず、収容者の面前で禁制品チェックの趣旨での点検がなされるのみとする (Prazier v. Donelon, 381 F. Supp. 911 (E. D. La, 1974) aff'd, 520 F. 2d 941 (5th Cir. 1975) ; Taylor v. Sterett, 532 F. 2d 462 (5th Cir. 1976))。

五 弁護士との文通について。裁判所へのアクセス権のコロロリーの権利として、有罪判決を争うため、及び刑務所の生活条件を争うため弁護士への文通は許される (Sostre v. McGinnis, Id. ; Blanks v. Cunningham, 409 F. 2d 220 (4th Cir. 1969) ; Marsch v. Moore, 325 F. Supp. 392 (D. Mass. 1971))。法的代理を求める収容者の権利は、法廷弁護士のみなならず、アメリカ市民的自由同盟 (American Civil Liberties Union) に対しても認められる (Burns v. Swenson, 430 F. 2d 771 (8th Cir. 1970) Cert. denied, 404 U. S. 1062(1971), reh. denied, 405 U. S. 969 (1971) ; Nolan v. Scafati, 430 F. 2d 548 (1st Cir. 1970))。刑務所管理についての批判が、そこから収容者の請求権の事実的基礎を確定すべきだけの保護を求め (McDonough v. Director of Patuxent, 429 F. 2d 1189 (4 Cir. 1970) ; In re Ferguson, 55 Cal. 2d 663, 361 P. 2d 417, 12 Cal. Rptr. 753 (1961))。

しかし、弁護士への文通でも、同意した受刑者間の同性愛行為は適法とされねばならぬという收容者の信念を伝えるだけの数通の文通につき、その郵送を拒否した刑務所の処理を裁判所は承認した (*Rhinehart v. Rhay*, 314 F. Supp. 81 (W. D. Wash. 1970))。

係属中の、又は用意しようとしている訴訟事件についての弁護士との文通の権利は、今日すべての裁判所の認めるところであるが、問題は、この種の文通につき刑務所管理者が開被し、閲読し、検閲する権利に關してである。收容者は、このような慣行は修正六条の保障する弁護士権への介入であるととして屢々争われる。この種の判例には、三つのグループがあるとハーマー教授はいう。

第一のグループは、弁護士との文通についても禁制品、逃亡計画のチェックのため、検閲もやむをえないし、それは裁判所が介入できない内部的運営事項であるとする (*Brabson v. Wilkins*, 19 N. Y. 2d 433, 227 N. E. 2d 383, 280 N. Y. 2d 561 (1967) ; *Frazier v. Donelon*, 381 F. Supp. 911 (E. D. La. 1974) , *aff'd* 520 F. 2d 941 (5th Cir. 1975))。文書の内容が訴追官たる検事に開示されるわけがなく、当弁護士との刑務所内での面会が与えられているので、弁護士権の妨害にはならぬとしよう (*Ramer v. United States*, 411 F. 2d 30 (9th Cir. 1967) , *cert. denied*, 396 U. S. 965 (1967) ; *Hass v. United States*, 344 F. 2d 56 (8th Cir. 1965))。未決拘禁者の弁護士への通信を組織的に刑務所長が閲読し、その内容を州の検事長代理に文通していた事案において、裁判所は、收容者が救済をうけるためには、その開示により検察側が現実に見をもったということの立証がなければならぬとした極端なものもある (*Cox v. Crouse*, 376 F. 2d 824 (10th Cir. 1967))。

第二のグループは、刑務所が開被し閲読することはできるが、削除したり差止めたりすることはできぬとするもので、ただ、禁制品、逃亡計画その他違法計画を含む限りで権利濫用として差とめうる (*Sostre v. McGinnis*, 442

F. 2d 178 (2d Cir. 1971), cert. denied, 405 U. S. 978 (1972))。

第三のグループは、禁制品をチェックするため收容者の面前で弁護人通信を開くことが許されるが閲読はできないとするものである。従つて、そのような手続であつてのみ、検閲にもあたらずに、弁護人との通信に冷却効果を与えるものになつとする (Wolf v. McDonnell, 418 U. S. 539, 71 Ohio Op. 2d 336 (1974); Taylor v. Sterett, 532 F. 2d 462 (5th Cir. 1976))。未決拘禁者もこの基準によつており、今日の郵便チェック手続のもっとも一般的な考え方であるとパーマー教授はのべている。

六 一般公共機関に対し、恩赦、行政不服審査のため文通を行うに際して、刑務所はこれを差とめてはならない (LeVier v. Woodson, 443 F. 2d 360 (10th Cir. 1971))。やぎのマーティネズ事件、ウォルフ事件以来、その趣旨は知事その他の政府代理人との通信にも適用され、苦情救済のため政府に請願する権利は、收容者に修正一条によつて保障されているとし、刑務所職員がかかる文通を閲読することは、刑務所の安全と実質的に関連がないから、閲読は禁止されるという。 (Taylor v. Sterett, Id.)。ただ、この種類の文通において、ある受刑者が連邦のある委員会 (連邦犯罪で起訴された貧困被告人の問題を検討する委員会) に法的助言を求めため文通を用意したが、刑務所によつて差止められた。この委員会は貧困者に法的助言をするものでなく、この收容者は連邦犯罪をおかしたものでなく、また拘禁の条件についての不服を申立てるものでもなかった。裁判所は救済の根拠がないとした (United States ex rel. Tompson v. Fay, 197 F. Supp. 855 (S. D. N. Y. 1961))。

七 報道機関との文通について。修正一条は政府が新聞 (press) の自由、言論 (speech) の自由に介入することを禁止している。この権利は政治体制のなかで優越的地位をもつ。勿論これらの自由も絶対的でなく合理的制約には服するが、その制約は必要性があり (Jackson v. Godwin, 400 F. 2d 529, 541 (5th Cir. 1968))、且つ目的達

成のため最も激しさの少ないものであって、実質的な規制利益に基礎づけられたものである必要がある（*Shelton v. Tucker*, 364 U. S. 479 (1960)）。收容者が施設内の条件について報道機関に不平の通信をすることを禁止するとすれば、それは、二つの仕方でこの修正一条の自由を制約することになるとパーマー教授はいう。一つは、收容者じしんの自由な言論の権利をおかす、二つは、刑務所制度の中で何が起っているかについて公衆の知る権利を制約する。

マサチューセッツ州刑務所規則は、全体として收容者の報道機関への通信を禁止していた。この種の文通は收容者を燃えさせたせ刑務所の安全を危くする。この種の文通は報道機関からの個人インタヴューへと導き管理營運上の問題を生み出す、さらに、文通本人や他の收容者の社会復帰をおくらせることになる、これらが本件刑務所側の禁止の理由であった。裁判所は、これらの理由は証拠によって支えられていないし、また、報道機関への文通をすべて禁止する理由としては不十分であると認定した（*Nolan v. Fitzpatrick*, 451 F. 2d 545 (1st Cir. 1971) : rev'g, 326 F. Supp. 209 (D. Mass. 1971)）。メインロード事件、ティラー事件において、さきにあげたマーティネズ事件の最高裁の基準が適用されて、何れも、連邦控訴院は、收容者が報道機関と接触する権利、文通する権利を認めることになった。さきに面会において、報道機関の收容者個人インタヴューの禁止が合憲とされたベル、サクスブ両最高裁判決をあげたが、こと通信に関しては、マーティネズ判決以来、そして、個人インタヴュー禁止の代替手段として、收容者の権利がより一層確実にみとめられつつあるといえよう。ティラー事件控訴判決は、收容者のクラス訴訟に基づき、テキサス・ダラスの県刑務所（county jail）における郵便検閲と地方検事代理人による面会慣行（“copout” men = District Attorney's representatives）を争ったものであるが、そこで控訴裁判所は、四八時間以内に職員は收容者の発信宛者たる新聞社が確実なものかどうかを確かめるだけにとめ、開被、閲読の必要はないものとして、收容

者の言論の自由を保障すべきだという。新聞社からの手紙は、收容者の面前でのみ、禁制品チェックのための検査が許されるとする *Taylor v. Sterrett*, 532 F. 2d 462 (5th Cir. 1976)。

八 收容者間の文通について。ある刑務所規則は、この種の文通につき監督官庁の事前の許可を要求していたが、この規則に基き、他の施設收容者からの收容者への手紙の交付をしなかった事案において、裁判所は、問題は行政事項に属する自由裁量の問題だとして救済を与えなかった *Lawrence v. Davis*, 401 F. Supp. 1203 (W. D. Va. 1975)。これが一般的な裁判所の態度とされている。ところで、ジョンソン事件において、連邦最高裁は、テネシ州刑務所規則が收容者が法律相談や令状の準備にたずさわることを禁止していたが、收容者が読み書き能力のない場合に、この規則は結局において收容者の裁判所へのアクセスを拒否することになるから無効であると判決した *Johnson v. Avery*, 393 U. S. 483 (1969)。その後、ある裁判所はこの判決に依拠して、法的援助をうけようとして他の施設にいる收容者に文通を求めたところ拒否されたので争ったものであったが、当收容者にそれ以外の法的援助が利用しえなかったという証明がない以上、その拒否は容認されるとした *Boelme v. Smith*, 378 N. Y. S. 2d 170 (Sup. Ct., App. Div., 4th Dept. 1976)。

九 煽情的資料の受領の規制に関して。言論・新聞の自由は、情報や観念を受取る自由を含むとされているが

Stanley v. Georgia, 394 U. S. 557, 564 (1969) / ホルノヤ切迫した不法をそそのかし、あおる物件の自由は保護されなく *Brandenburg v. Ohio*, 395 U. S. 444, 48 *Ohio Op.* 2d 320 (1969)。刑務所では文字を契機として暴力事件を誘発しやすい発火点の低い状況にあるのであるから刑務所職員の「明白にして現在の危険」の判断により検閲、事前規制が必要となる。サスター事件において裁判所はこうのべている。「吾々は、特定の文献は刑務所の安全、又は收容者の社会復帰に明白にして現在の危険をもたらすことがあり、それは検閲されるべきであるという前提

を承認する。極端な例をあげれば、もし受刑者に食堂で使われている器具を用いてどうしたら刑務所の柵をひき切るかという方法を詳細に記述しているパンフレットが送られてきたとき、又は、どのようにして刑務所暴動をおおるかを教示するパンフレットの場合、これらのものは正に排除されることになる。刑務所の中で他の目的のためつかわれているエアゾールやグリニューなどを吸引してヘロインから得られるものに匹敵する高い幻覚をうるかを拘禁されている薬物嗜好者に詳細に示す雑誌は、有効な社会復帰を妨げるものとして同じように点検される。更に、多くの犯罪傾向のある者が互に接近して生活している刑務所の不安定な雰囲気の中では、暴力は外界においてよりもより容易に書かれた文字により助長されることは疑いもなく真実である。刑務所に送りこまれる煽情的物件についての検閲や事前規制は、それゆえこれらの物件が刑務所の中での騒動や暴力のために利用されることを防ぐために必要である。受刑者の発火点の低い刑務所において、爆弾、刑務所暴動等々についての記事は、街角でうけとられたときは無害であったとしても、刑務所住人に開放するには余りにも危険である。」*Sostre v. Ots, 330 F. Supp. 944—5 (S. D. N. Y. 1971)*。

検閲による事前規制の必要性は右のように明らかであるが、問題はその規制手続における決定基準にある。裁判所が型通りに刑務所の決定を承認してゆけば、収容者の修正一条の権利は大巾に失なわれることになる。黒人ムスリム教に関する図書、新聞に関するアバナシイ事件では、ありうべき刑務所住人への影響についての刑務所職員の評価は、大きな重みを与えられねばならぬとして、拒否の決定を支持した *Abernathy v. Cunningham, 393 F. 2d 775 (4th Cir. 1968)*。同種の事件でマーティネス事件の基準に則りつつ、これら黒人の特定の宗派の雑誌が刑務所の安全と規律への脅威を示すことを刑務所が立証する責任があるとし、「これら出版物の検閲は、それが実質的に安全・秩序、又は社会復帰の利益を助長する場合にのみ、また、より少ない制限手段が受刑者の権利保護のためとりえな

ら場合たのみ「許される」とした *Battle v. Anderson*, 376 F. Supp. 402 (E. D. Okla. 1974) ; *Carpenter v. South Dakota*, 536 F. 2d 759 (8th Cir. 1976)。その後の判例においてもこの問題に則して「マーティネス事件の基準が洗練されたおじいさんの *Chiarello v. Bohlinger*, 391 F. Supp. 1153 (S. D. N. Y. 1975) ; *Morgan v. Vallee*, 526 F. 2d 221 (2d. Cir. 1975) ; *Aikins v. Jenkins*, 534 F. 2d 751 (7th Cir. 1976)。」
 わがせい物件もまた修正一条の保護の外にある *Roth v. United States*, 354 U. S. 476, 14 Ohio Op. 2d 331 (1957)。刑務所においても、その交付は拒否される。ホモ活動をそのおかし、ひどくは暴力へと導く危険をうみ、社会復帰の妨げとなる *In re Van Gelden*, 14 Cal. App. 3d 838, 92 Cal Rptr. 592 (1971) ; *Carpenter v. South Dakota*, Id. (1976)。しかし、ある物件のわがせい性の認定は、最高裁判決においても動揺がみられ、高度な法律判断であるため、専門家の援助を必要とし、その決定過程には、デュー・プロセスの保障が要求されると「パー教授はのべるが、裁判所は、ロス判決の基準によって検閲すればよいとする *Palmigiano v. Travisono*, 317 F. Supp. 776, 790 (D. R. I. 1970)。」
 モーティはわがせい物件にあたふとした判決がある *Aikins v. Jenkins*, 534 F. 2d 751 (7th Cir. 1979)。

人種的方向をもつ新聞雑誌の受領については、ジャクソン事件がある。フロリダ州刑務所では収容者の半数が黒人であるのに、黒人向けの通常読物 (*Ebony*, *Sepia*) が購読承認リストから組織的に除かれていたことから、収容者が法の平等保護に反するとして争ったものである。刑務所は、購読承認リストの確定は裁判所の審査しえぬ管理運営上の問題であり、かつ関係文献は刑務所の安全にとり害があると主張したが、裁判所は、修正一四条の平等保護に反するとして、これら通常新聞雑誌 (*nonsubversive Black newspapers and magazines*) の購読を黒人に許すように命じた *Jackson v. Godwin*, 400 F. 2d 529 (5th Cir. 1968) ; *accord*, *Owens v. Brierty*, 452 F. 2d 640 (3d

Cir. 1971) ; *Martin v. Wainwright*, 525 F. 2d 983 (5th Cir. 1976)。マイケンス事件では、この種の公刊物の購読禁止の手續には、マーティネズ事件であげられたデュー・プロセスの保障が必要であるとし、(1)收容者に対し、拒否したこと及び拒否の理由を文書にて告知すること、(2)拒否を争う機会を收容者に与えること、(3)拒否決定を初めにした職員以外の職員による即刻の再点検をあげる *Alkens v. Lash*, 390 F. Supp. 663 (N. D. Ind. 1975), modified in, 514 F. 2d 55 (7th Cir. 1975)。

一〇 郵便リストの使用について。刑務所当局は、郵便規制に要する人手の問題及び社会復帰の観点から、郵便リストの作成、点検の制度をとっている。刑務所の管理運営上の問題とするのが裁判所の態度である *Lee v. Takash*, 312 F. 2d 970 (8th Cir. 1965) — 通信相手を十二人に制限していた — ; *Labat v. McKeithen*, 243 F. Supp. 662 (E. D. La. 1965) — 死刑確定受刑者の通信を特定の人に限定しているルイジアナの刑務所規則 —。未決拘禁者については、これを制限することを禁止する判決もあるが *Jones v. Wittenberg*, 58 Ohio Op. 2d 47, 330 F. Supp. 707 (N. D. Ohio, 1971) / 刑務所の安全のため七人の限定郵便リストの確定を合理的であるとしている *Palmigiano v. Travisono*, 317 F. Supp. 776 (D. R. I. 1970)。しかし、郵便リストの使用については、それが争われる際、刑務所は、その規制が実質的政府利益（安全と社会復帰）を保護するため必要であり、その制約が目的達成に必要であるよりも大きくないことを立証する責任があるとし、マーティネズ事件の基準に合致した規則を定立するまで、郵便リストに関する広すぎる規則の実施を禁止したものがあつた *Finney v. Arkansas Board of Corrections*, 505 F. 2d 194, 210—11 (8th Cir. 1974)。

一一 ハーマー教授は、郵便制度の利用に関する判例の動向を以上のように追及したあと、結論として、連邦裁判所が、曾ては、特定の憲法上の権利侵害が伴わぬ限り、不干渉政策の立場をとってきたが、修正一条の保護には觀念

の自由なコミュニケーションが含まれるとし、書籍、新聞雑誌その他の公刊物について、わいせつ、煽情的でない限り、受領する権利があるという新しい立場にたつているという。刑務所は、郵便に関する規制、物件の排除につき、実質的利益が促進されることの立証、それが必要最小限の介入であることの立証がとくにマーティネズ事件判決以来明らかにされてきたという。ただ、ここで、パーマー教授は、マーティネズ事件の要求するデュー・プロセスの一斑としての通信遮断に先立つ「聴問」(hearing)の機会とは、懲罰手続におけるような事実認定を含むものではなく、口頭主義や証人を必要とするものでもなく、影響をうける通信者の「参加」(input)の機会をもつところの、検閲の最初の決定を行政的に審査する単純な手続でたりするという。従って、そのために刑務所職員が忙殺されることはない⁽¹²⁾と結んでいる。マーティネズ事件の基準は、第一種郵便に関するものであったが、この基準は、それ以外の郵便物にまで拡大していく傾向にあるという⁽¹³⁾。

(12) このウォルフ事件の紹介と解説として、朝倉京一・最近の判例・アメリカ法(二九七四—二)二五九頁参照、懲罰手続とデュープロセスの問題につき福田雅章・行刑とデュープロセス、英米判例百選(公法)一六八—六九頁。同・一橋論叢七一—号、同・教養部研究集録二四号、二六号、同・阪大法学九五号参照。

(13) 外部交通に関連して、受刑者の所内での利用図書、とくに法律書が問題となる。ここでは最近の判例の一つをあげておく。Bounds v. Smith, 430 U. S. 817 (1977) ノース・カロライナ州刑務所収容者が、収容者に対して法的資料、法的扶助について相当の接近を州が提供していない、それは裁判所への接近に関する修正一条一四条に反するとして争った事件である。地裁は収容者の法的必要に見合った計画をたてるように命令した。行刑局は、脱集中化刑務所システムに合せ、図書館計画をたてた。中央—地方に七個の法律図書館を設け、必要な収容者をそこに移送するというものである。週当り約三五〇名の収容者が利用できる規模で、申込予約制をとり、更に収容者の教育を計画して、他の収容者の法的扶助に役立てることも含めた。このような計画は、ACA, ABA, American Association of Law Libraries の提案とも合致していた。地裁はこの提案に僅かの手を加えて容認した。これに対しては、州も収容者も控訴したが、第四巡回控訴院

は、地裁判決を承認したため、州は最高裁で争うことになった。行刑局は、州としては、法律書を備付けること、収容者の相互の法的扶助を許容することで、収容者の裁判所への接近を確保する義務は尽くされているとして、Johnson v. Avery, 393 U. S. 483 (1969) ; Wolff v. McDonnell, 418 U. S. 539 (1974) を引用した。最高裁は、Exparte Hull, 312 U. S. 546 (1941) によつて、州刑務所の収容者に、裁判所への接近の連邦憲法上の権利があるとし、その接近はまた有意義なものである必要があるとし、州の引用する二判決は、裁判所へのアクセス権の全射程を確定する判決ではないとした。又、行刑局は、市民権訴訟における訴答書には、要求及び要求の基礎の要約のみを含めば充分であるので、法的参考資料は全体として不必要であると主張したが、ヘビアス・コルプス請願や市民権訴訟において、成程請求の原因となる事実を主張することのみを要請しているが、だからといって、法律図書館、その他の法的扶助がこれら文書の作成に本質的でないとはいえないとした。また、本人訴訟 (pro se pleading) の場合でも、弁護人の作成した請願よりもより自由に解釈されることはあるが、原告は、すべての訴訟条件に合致した、とるに足りなくはない要求を提示する必要があるという。

この判決の多数意見はマーシャル判事が述べた（ホワイト、ブラックマン、パウエル、ブレナン、ステイブンス各判事同調、バーガー裁判長反対意見、スチュワート、レンクイスト各判事同調、六対三で判決された）。ある論者は、本判決が刑務所における法律図書館、その他の法的扶助の設営が憲法上の義務とした点を評価しつつも、本人訴訟についての要件を厳格にしてゐるので、従来の取扱より高い要求が課せられることになるのではないかと按じている (J. of C. L. & Criminology, 1977, Vol. 68, No. 4, p. 600)。

(14) 電話の日常生活における普及とコミュニケーション手段としての重要性に鑑み刑事施設収容者の利用が問題となっている。クラント教授の教科書に資料として、ワシントン州の規定があるので参考のためあげよう。

「ワシントン成人矯正局、州規則一九七〇年十一月六日、メモランダム七〇号の六

家族や友人との接触を維持するために利用できるこの電話サービスの機会をもつことは、人間の尊厳につき支えとなるし、性質上社会復帰に役立つ。電話サービスへの接近を拒否することは、懲罰的であり、反治療的である。一九七〇年二月一日以降、電話サービス利用に関する以下の一般規則が確立されるものとする。

(一) 収容者用の電話器が、成人矯正施設内にある最小保安区において、電話室を通じて (for placement of outgoing

calls) 利用される。より大きい保安必要区における電話サービスは将来考慮する。

(一) 地方よび出しは、直接ダイヤルによってなされる。長距離のすべては交換を通じてなされる (be made collect)。

(二) 電話呼び出しをするシステムは、最小保安区のすべての収容者に告知される。そして相当の仕方、電話サービスを使用する個人の責任について注意をうけるものとする。更に、この責任を想起するように、電話器のそばに、注意書が掲示される。この注意書には、きたない言葉使い、相手を悩ましたり、脅迫したりするなどの電話の使用が法に違反すること、すべての収容者は責任をおうべきこと、自分自身の態度について有害とみなされることを喚起するよ
うな内容をもつてなされる。」 (Washington Office of Adult Corrections, State Regulation, November 6, 1970, Memorandum #70-6; Krantz, Law of Corrections and Prisoners' Rights, 1973, pp. 410-411.)

四

一 ブラッドレイ・B・ファルコフは、⁽¹⁵⁾「刑法・刑事学誌」に、ノースカロライナ受刑者労働組合事件の最高裁判決⁽¹⁶⁾ (Jones v. North Carolina Prisoners' Labor Union, 433 U. S. 119 (1977)) を契機に、論稿をよせている。⁽¹⁷⁾ここでは、受刑者の社会組織の問題についての組織社会学の認識の上になつて、最高裁のこの判決を分析しているところに特徴がある。若い研究者のようであるが、重要な文献と思われるので、次にその大要を紹介しよう。さきに拙稿「行刑組織について」(法政研究四六卷二―四合併号一九五頁以下)において、ドイツのこの種の研究に触れたこともあつて、特に強い関心をもつた。

二 ファルコフは、ジョーンズ最高裁判決をこう批判する。まず、この判決により裁判所を通じての刑務所改革における最近の傾向を決定的に不能のものとした。刑務所当局は、その成功不成功を収容者の処遇や社会化の効果によ

って判断するのではなく、拘禁の確実性、暴力や逃亡の不存在によって判断し、又そのように評価される以上、秩序と安全に否定的効果のありうる改革に手をつけようとするものではない。そのような拘禁関心を志向している当局の判断に裁判所は尊重の態度を示せとするのであるから。第二に、この最高裁の態度は、裁判所の歴史、刑務所職員の規則による行動に積極的な司法審査を行ってきた態度からの危険な乖離である。第三に、收容者同盟のような刑務所改革を追放することにより受刑者の言論と交わりの自由を、秩序と規律という拘禁関心の主張のために犠牲にしまった。最後に、この判決は、矯正施設に、今後も引つづき集団暴力が発生することの前兆であり、刑務所処遇計画の定期的失敗の予告である。收容者組織が收容者と管理側とのコミュニケーション増大に奉仕するのに、この判決は、そのコミュニケーション不全と、非生産的な処遇環境の存続を確実にしたからである、という。

三　そこで、これまでの刑務所改革における裁判所の役割の発展を追及する。ハンズ・オフ政策からハンズ・オン政策への転換を齎したものは受刑者の悲惨な状態を裁判所が知るようになったからであるが、その一里塚となったのは、一九六一年最高裁が州刑務所の受刑者についての権利救済の途を連邦裁判所に開いたこと⁽¹⁸⁾であった。

コフィン事件⁽¹⁹⁾とカロザース事件⁽²⁰⁾をひきつつ、この司法審査増大の時期にたまたま現れた、受刑者の組織に関する二つの重要な判例をとりあげる。

まず、Goodwin v. Oswald, 462 F. 2d 1237 (2d Cir. 1972) に於いて、第二巡回控訴院は、ある法律扶助協会から組合收容者に宛てた手紙で、組合のためにとられる諸手続を説明するものであったが、刑務所長の差止めを承認しなかったものである。裁判所は、修正六条（弁護権）と一四条（平等保護）に基いて、優越的地位にある個人の自由に対して、その干渉を正当化する「差迫った州利益はない」と判示した。この協会の規約によれば、その目的として「受刑者の経済的、政治的、社会的、文化的利益の促進、受刑者の福祉を増大する法律の制定、刑務作業の権利の平

等化とその承認拡大による自由な作業」をあげており、受刑者の作業習慣の変更や管理者への要求の提出とかをあげていないし、刑務所職員の、通常の運営を阻害するおそれがあるという判断は事実上の基礎がないとした。この判決は、受刑者組合じたいの合法性については明言しないが、補足意見を書いたオークス判事は、アッティカの悲劇的経験⁽²⁾のあと、刑務所の問題を解決するのに、古い、鉄のような孤立拘禁、郵便検閲などの非人間的な方法よりも、より平和的方法を人々は求めている。受刑者が代表機関を結成するように促進すること、少くとも承認することがより賢明なやり方であるとして、刑務所運営についての苦情についてのチャンネルとして好ましいとした。

次に、全国受刑者改革協会事件 *National Prisoners Reform Association v. Sharky*, 347 F. Supp. 1234 (D. R. I. 1972) において、刑務所の条件の改善に関心をもつ収容者組織がそのグループの会議を聞こうとしたが、刑務所はその会合が内部の安全に実質的脅威になるとして禁止したので、この禁止を、交わりの権利、苦情救済について請願という修正一条の権利がおかされたとして争ったのである。連邦地裁は、収容者が刑務所のなかで修正一条の交わりの権利があるということは判定しなかったが、刑務所当局により、この組織の集会をもつことを禁止することが重要にして実質的な政府利益を促進するとの立証がなかったとして、暫定差止めを容認したのであった。

四 一九七四年のマーティネズ判決、ペル判決は収容者じしんの修正一条の権利としてではなく、部外者のそれと刑務所の目的との衝突という形ではあったが、比較考量の基準を確立し、刑務所によって追及される政府利益の内容を明確にした。この両判決に基づいて、二つの連邦地裁判決が収容者組織の発展に影響をもつ刑務所規則の合法性をめぐって、比較考量論を展開することになる。

まず、ペイカー事件 (*Paka v. Manson*, 387 F. Supp. 111 (D. Conn. 1974)) において、収容者は管理について不平を提出し刑務所運営についての提案を形成するために組織をつくった。管理者はそのリーダーである収容者を

孤立房に拘禁し、その他の活動者たちを他の刑務所に移送し、受刑者同盟関係の郵便物を差止めた。これら一連の刑務所の処置に対して、收容者は、修正一条により同盟を結成する権利があること、刑務所内において同盟したグループとして活動する権利のあることを争った。裁判所は、ペル判決を引用しつつ、「刑務所内で共に交わる受刑者の利益と、刑務所内で内的安全を確保する利益との比較考量」という形で、この問題を考えた。専門家の反対の証言もあったが、裁判所は、受刑者の同盟は刑務所の安全に実質的脅威を齎らすとし、收容者の交わりの権利を制限することは憲法上正当であるとした。

次に、ジョーンズ事件 (North Carolina Prisoners' Labor Union v. Jones, 409 F. Supp. 937 (E. D. N. C. 1976)) において、連邦地裁は、当局が既に同盟の結成を許しているものであるから、問題は、同盟所属の收容者会員が他の收容者に会員になるよう勧誘する行為を適法に禁止しうるかにあるとし、ペル判決の基準を適用しつつ、刑務所は既に会員であることじたいを認めて、変化と改革を効果的にするため平和的手段に訴えることを許容しておきながら、同時に、会員への勧誘を禁止することは不合理であるとして、勧誘禁止の刑務所規則が修正一条に反して無効であると宣言した。

ジョーンズ事件の控訴を直接とりあげることになった最高裁は、地裁が同盟の存在は安全と秩序への現在の危険を示すものでないと認定したにもかかわらず、管理者がそのおそれありと危惧している以上、それを尊重するのが裁判所の立場であるとして、修正一条の権利を主張できず、勧誘の禁止と安全との間には合理的関連があると認定した (Jones v. North Carolina Prisoners' Labor Union, 433 U. S. 119 (1977))。

さきに指摘したように、地裁段階で收容者組織の存在を支持したのもあったが、それは修正一条の下で同盟組織の権利を承認したものではなかったし、単に事実として存在している同盟とその活動を認めていたにすぎず、まして

や同盟の存在と活動を通じて施設職員が現実の諸問題に対応できるようになり、それらの諸問題が噴出する前に危機を拡散して、むしろ刑務所の安全を促がす効果的な方法となるという観念を裁判所が支持したからではなかった。裁判所が刑務所組織の現実とその積極的処理能力とを注意深く観察分析することをやめ、ただ当局の危惧のみを当にするようになれば、受刑者の修正一条の権利は失われてゆくであろう。ジョーンズ最高裁判決は正にその道を進んでいるという。

五 次に、この判決が受刑者の権利の将来にどのような影響をもつかを論ずる。

この判決は受刑者の所内社会組織に関するものであったが、そこで展開された修正一条問題の解決基準——事情を知った管理者の裁量への尊重——という態度は、従来の比較考量論をすてることよって、結局において施設の内的安全という契機に優越的契機を与えることになり、その影響するところは、受刑者の権利全般にわたるであろう。

このような最高裁の態度は、他の分野、例えば大学とか都市の問題に関して、知事、学長、議員、執行職員の特殊知識による行政裁量に対する最高裁の態度とは著しく異質であるという。これらの領域で問題の規則や処理が憲法問題を含むとき、単にこれら行政職の判断が合理的であるという理由だけで憲法判断をすませたことはない。例えば、*Healy v. James*, 408 U. S. 169 (1972) に *Healy v. S.A.S. (Students for Democratic Society)* の活動がキャンパスの秩序に破壊的力をもつおそれがあるという大学当局の判断に基いて、その構内登録組織としての承認を拒否した事案において、構内秩序維持の目的による制約の正当性の審査に当り、そのおそれを相当に証明する責任が果されなかったとして、修正一条違反を認定した。また、*Cox v. Louisiana*, 379 U. S. 536 (1965) において、白人業務地区での一五〇〇人の黒人集会とその市民権デモの指導者の逮捕と平和攪乱の有罪判決につき、このデモが平和破壊

を構成するとする当局の判断について、最高裁は、全記録を独自に検討して、修正一条一四条違反を認定した。そこには、比較考量による積極的な司法審査の態度がうかがえる。本件においてだけ、しかも特に情況上、施設の安全のため必要と思われる以上の制約が生れやすい組織論上の背景があることにおいて、ことさらに「専門家の事情を知った意見」への尊重をなげに説くのであろうか。受刑者同盟とか収容者苦情組織とかは確かに刑務所職員の判断に最上にかまされた政策決定を含むものではあっても、そこに修正一条の権利の制限が伴われるとき、その合憲性の判断は、裁判所が独自にしかももつとも慣れている地位において期待されるところの、行政問題をこえたものである筈である。しかも、この憲法判断に際しては、ただその制約が安全にとり不可欠であったというだけでは足りず、その制約が必要であるよりもより大きなものではなかったかどうかの判断も要求されている。これはマーティネズ事件判決が示している基準である。本件地裁は、ストライキその他の集団行動や、規律への組織的反抗の禁止、受刑者同盟に対する施設職員の組合員勧誘を憲法的に認めたのであった。そこには、より抑圧性の少ない制限が存しようという認識があった。最高裁は、管理者のおそれが合理的であればそれで憲法判断は充分とする。ここで最高裁はマーティネズの哲学から離れ、ハンズ・オフ原理に立ち戻ってしまった。この接近は、同様のコンテキストで起る修正一条問題に対する最高裁の分析と矛盾するばかりでなく、刑務所管理の中に無制約の裁量を許容することになり、危険な先例を開いたのである。しかも、より重要なことはこの接近が処遇行刑への最近の傾向に足かせをはめることになる点である。

六 最後に、刑務所改革における最近の傾向としての処遇行刑と受刑者の社会組織との関連を、組織社会学の立場から論じている。まず、強制モデルと治療モデルを対置し、組織論上の特徴を示す (R. Leger & J. Stratton, *The Sociology of Corrections*. (1977) ; D. Cressey, *Handbook of Organization* (1965) ; C. Thomas & P.

Peterson, *Prison Organization and Inmate Subculture* (1977))。強制モデルに属する重拘禁刑務所の三つの特徴を示す。(1)高度の層をなしたシステムの底で過程におかれている人の隔絶、異常に形式的で厳格な行為規則の固執、スタッフと収容者との間のコミュニケーションの禁止。(2)システムの厳格性と構造的隔絶が収容者の以前の親和社会的傾向を弱化する一方、反社会的反施設の収容者集団を生み出す。(3)管理者のコントロールの厳格性に比例して、職員や他の収容者に対する攻撃性が高められ、規律問題が増大する。かくして、ここから、強制施設モデルは、施設の再社会化目的と調和できないことが明らかである。収容者を依存性の状態におき、決意形成と自律の余地がない。従って、組織論的にみれば、収容者同盟等による収容者の決意形成への参加の増大は、集団暴力の定期的な発生を機先を制することができない。拘禁制度と集団暴力との間には有機的な関連がある (Fox, *Why Prisons Riot*, 35 Fed. Probation 9 (1971); P. Keve, *Prison Life and Human Worth* (1974); Coulson, *Justice Behind Bars: Time to Arbitrate*, 59 A. B. A. J. 612 (1973); *Collective Violence in Correctional Institutions: A Search for Causes*, South Carolina Department of Corrections, *Collective Violence Research Project* (1973))。収容者の決定過程への参加は、矯正作用ももつ。しかし、問題は、収容者と管理行政との間のより有効なコミュニケーション・ラインをどうして確立するかにある。収容者評議会 (Inmate Council) とか非公式の苦情処理機構がある (Scharf, *Democracy and Prison Reform: A Theory of Democratic Participation in Prison*, 55 *Prison Journal* 21 (1975); R. Goldfarb, *Jail: The Ultimate Ghetto* (1975))。過去におけるこれらの公式、非公式の収容者組織は、必ずしも成功しなかった。上からの公式機関となるとき、収容者の真の代表たりえず、尊敬と支持がなく形骸化してゆく。施設当局もその活動を真剣に支える姿勢がなかった。非公式な苦情処理は応々にして事件のにぎりつぶしに終ることが多くなる。拘禁環境の中に自から成立する副次文化としての反施設の収容者社会、収容者組織をうみ出

し、そこからエリート、リーダーシップが生れてくる。これらのリーダーは、上から下へ、下から上へのコミュニケーションを媒介することにより、収容者の態度コントロールという公式の組織業務に補完的に利用され、内的秩序維持に一定の役割を果たすが、同時に、公的権威システムとしてみたとき、常に腐敗の代償を伴うと共に、反施設の集団形成の不安にさらされる。処遇計画はたえず期待はずれとなる。

七 ショーンズ最高裁判決によって示された拘禁関心を中心とする行政裁量の尊重の裁判所の態度は、不相当なコムニケーション構造をもつ重保安刑務所の存続と、反生産的処遇環境の持続を保障し、集団暴力の温床を放置することになろう。それは最近年、より制約の少ない処遇環境の確立に向っている若干の進歩をおしどどめ、拘禁コントロールへと逆行せしめることになろうと結んでいむ。

- (15) Bradley B. Falkof 著、J. D. North Western University, school of Law 1978 出身であるが、今日、イリノイ州シカゴ市の弁護士事務所 (Law firm of phelan, Pope & John) の助手として働いている。この論文は、"Comments: Prisoner Representative Organization, Prison Reform and Jones v. North Carolina Prisoners' Labor Union: An Argument for Increased Court Intervention in Prison Administration, The Journal of Giminal Law&Gimnology, 1979, Vol. 70, No. 1, pp. 42—56" である。

(16) 前掲・注(5)参照。

(17) ショーンズ最高裁判決の翌年出されたクエド最高裁判決につき、次の二つの評釈があるが、同様に批判的である。

① Cathy E. Chessin, Constitutional Law—Freedom of the Press—No Special Right of Press Access to Information, Tulane Law Review, Vol. 53, No. 2 (Feb. 1979), pp. 629—40.

この評釈者は、修正一条が原則的な民主政府の維持と個人の政治的自覚にとり不可欠のものとして、公衆の見聞きする権利として解釈されてきたことを簡単に歴史的分析をしたあと、ゼメル事件で制約に服した情報収集の権利を暗黙のうち認めたと、ブランズバーク判決でこの情報収集の憲法上の権利を明示して、比較考量テスト(用いうる最も少ない制

約の基準をふくめ)を具体的にに行った結果、証言義務を課することが修正一条をおかすものではないことを示すに当り、いわゆる「より大きくない接近」(no greater access)原理を宣言することになった。ペル、サクスブ両判決では、個人インターネット禁止が修正一条に反しないと結論するに当り、明確な比較考量テスト、より少ない制限代案テストを採用しなかった。しかし、実際は、暗々裡にこのテストを用い、刑事施設への接近の数多くの代案があることを重要視している。そして、ここでも、憲法に反しないことを示すに当り、前述の「より大きくない接近」原理を宣言した。

本クエド事件で重要なことは、ペル、サクスブ事件とは異なり、本件の刑務所、収容者への接近が報道機関、公衆に対して著しく限られていた点である。消防署による検査報告書、健康管理者その他の報告、収容者との文通、電話、知人収容者との面会に限られており、訴訟事件後の公衆参観制度もかなり限定されたものであった。従って、新聞社にも公衆にも有意味な接近が困難な状況の中にあつた訳であつて、そこでもなお、「より大きくない接近」の原理が適用できるのが真の問題点であつた。最高裁は、この点を無視してこの原理を機械的に適用した。バーガー裁判長は、修正一条も一四條も政府コントロール内にある政府情報や情報源に対してアクセス権を認めてはならないとして、刑務所の状況が公衆の関心事であるとしても、新聞社に聞くべきかどうか、どのような機関が最上の広報機関か、それは、立法機関の仕事であるという。これまで公衆への情報の流れの實質的抑制については、修正一条の問題として裁判所による比較考量テストにより解決されてきた。ところが本件は、「より大きくない接近」原理によって、比較考量テストそのものを放棄してしまつた。以前の別事件に関して、一九七一年三月一〇日行なわれた当刑務所の裁判所の検視には、「そこに広がっているシンキングな、劣悪な条件は、法律問題として、人と動物にとり、残虐にして異常な刑罰にあたる」としていた (Brennan v. Madison, 343 F. Supp. 128, 133 (N. D. Cal. 1972) (dictum))。

評釈者はいう、「ニュース収集に政府が制限をかしている場合、決定的な問題は、公衆への情報の流れが實質的に害されるかどうかということであつて、公衆と新聞社が平等の接近を供されているかどうかではない。……比較考量テストの採用と、公衆の権利に広く干渉することなしに有効な政府利益を達するもつとも少ない制約手段の決定は、関係当事者すべての利益を保護するのに本質的なものである。比較考量テストは、個人の価値への恣意的で構造化されていない負担をかすものとして批判されてきたが (Emerson, Legal Foundations of Right to Know, 1976 Wash. L. Q. 1)、競合している諸利益を全く無視するテストよりは、より大きな保護を与えるものである。…公衆のすべての成員に刑務所へ

の無制限の接近を許すことは不可能である。…公の施設への新聞社の接近を許すことは、すべての接近を禁止することよりも行政上の保障を維持するための、より制限の少ない手段である (Note, *The Rights of the Public and the Press to Gather Information*, 87 *Harv. L. Rev.* 1505 (1974) ; Note, *The Public's Right to know: Pell v. Procunier and Saxbe v. Washington Post Co.*, 2 *Hastings Const. L. Q.* 829 (1975)) 。

公衆の知る権利と新聞社の性質と役割との間の切り離すことのできない連鎖は、一般公衆にとくに与えられない権利を新聞社が行使することを要求するものである。…確かに政府は、内部規律と安全を維持するため、新聞社のアクセスに若干の制限を課さねばならないが、特定の刑事施設に公衆をうけ入れることが行政的に不可能であるということは新聞社を排除する充分な理由とはならぬ (Ib. *Right to Gather*, at 1525; Comment: *The Right of the Press to Gather Information After Branzburg and Pell*, 124 *U. Pa. L. Rev.* 166, 174-75, 181-82 (1975))]

こう述べて評釈者は本判決が、新聞社の情報収集権、ひいては、公衆の知る権利が奪われ、政府コントロールの中にある情報への接近がとめられることにならぬことを示している。

③ *Teresa L. Mussetto, First Amendment Interest Balancing—Behind Bars?* *University Miami L. Rev.* Vol. 33, No. 3 (March 1979) pp. 680-91.

ムセッター女史は、いわゆる比較考量論が「明白にして現在の危険」論にとって代った (*Dennis v. United States*, 341 *U. S.* 494 (1951)) とも、言論の不当な抑圧に対する防波堤となってきたが、この比較考量論は、「司法的謙抑」原理により競合する利益の比較考量は立法府にあるとされて排除された (*United States v. Robel*, 389 *U. S.* 258, 267 (1967)) とう。これに対して、自由主義的絶対論者が激しく批判することになる (関連事項のケースバイケースの分析ではなく、「範疇化」つまり、言論の特定保護領域を分類し、その決定された範疇内にあるすべての事件を事後的に処理できる先例を作らうとする立場である。Frantz, 71 *Yale L. J.* 1424 (1962) ; Frantz, 51 *Calif. L. Rev.* 729 (1963) ; Meiklejohn, 20 *U. Chi. L. Rev.* 461 (1953) ; Meiklejohn, 49 *Calif. L. Rev.* 4 (1961)) 。

ムセッター女史は、この「範疇化」論も、適用上は、比較考量論と排斥しあう関係にないとする。この比較考量論の立場から、ペル、サクspb事件をとらえたあと、クエド事件を批判するのである。彼女は、ペル、サクspb両判決を「範疇化」論を伴う実質的比較考量がその実質であるとして、主として国家の安全に関する事件で展開された「より大きくない

接近」原理——フランスバーグ、ゼメル判決のはか多くの事件があるが中には比較考量で新聞の権利を認めたものもある。New York Times Co. v. United States, 403 U. S. 713 (1971) ——の系列で刑務所関係のペル、サクスブ事件をとらえる方法をとっていない。かくして、クエド事件が、ペル、サクスブ両判決からの全くの攪乱的判決とするのである。クエド判決のように、修正一条の制限立法の内容が行政官の裁量にまかされる時、最高裁は、利益較量者としての役割を拒否することにより、修正一条の自由への政府の干渉をチェックするその権限を、立法府にはなく、個人としての市民に譲り渡してしまったという。それは決して、ペル、サクスブ判決の無害な再説明というものではない。クエド判決にも、外見的に「範疇化」や「比較考量」が見られるが、それは、本件の真の争点であった「公衆の刑務所へのアクセス」を判断するために基礎にある事実には焦点をあてないための逃げ口上である。クエドにおける関連の面会政策は、ペル、サクスブの状況とは異り、不当に制約的であり、適正な刑罰目的によって明らかに正当化されるものではなかった。先例拘束のみせかけの下に、本件の不当な公衆の刑務所への接近政策を有効とした。公的に維持されている刑事施設への意味ある接近を保護せず、憲法の番人をねむりこませてしまった。病院、精神病施設へのアクセスも同様の運命をとることになるようにする。

(18) この判決は、Monroe v. Pape, 365 U. S. 167 (1961) であるが、以後、連邦裁判所は、過剰収容された非人間的な生活条件、医的世話の欠如、教育レクリエーション設備の不備などについて受刑者の不服をとりあげようになった。今日、連邦裁判所は、年間一万七千件の行刑事件を扱っており、その四分の一は、収容施設における市民的な権利の侵害を争うものである。Tia Dennenberg, Prison Grievance Procedure, 1 Corrections Magazine, 29, 30 (1976)。なか、バーガー最高裁判官は、この訴訟の多発に対抗して、行政手続の新しい開発を提案している。Chief J. Warren E. Burger, Report on the Federal Judicial Branch—1973, ABA Journal, oct. 1973, Vol. 59, 1125—1130。また、ウイリアム・B・ターナーは、この連邦裁判所による受刑者訴訟の経験的分析を行っているが、この訴訟のラッシュは、矯正法の領域における法の支配からの除外への反動であって、今後は、受刑者の苦情について、矯正行政上及び司法上、公正にして有効な解決のメカニズムを発展させる時期にきていると述べている。William Bennett Turner, When Prisoners Sue: A Study of Prisoner Section 1983 Suits in the Federal Court, Vol. 92 (1979) No. 3 (Jan), Harv. L. Rev. pp. 610—663。なか、ハンズ・オフ政策とその死滅について Fox, The First Amendment Rights of

Prisoners, 63 J. Gim. L. C. & P. S. 162 (1972) 参照。

なお、吉田敏雄・アメリカにおける受刑者の権利、シユリスト五四六号（一九七三年）は、フォクス論文をも参照にして、この間の事情を詳細に展開する。

- (19) *Coffin v. Reichard*, 143 F. 2d 443 (6th Cir. 1944), Cert. denied, 325 U. S. 887 (1945) 「受刑者は、法によって彼から明文で、又は必然的の合意によって奪われたもの以外では、通常の市民のすべての権利を留保している」。
- (20) *Carothers v. Follette*, 314 F. Supp. 1014 (S. D. N. Y. 1970) 「表現の自由への制限は、拘禁収容の目的の遂行に合理的かつ必須的に、共に関係していなければならない」。

- (21) 一九七一年九月ニューヨークのアッチェカ県刑務所で起った事件である。受刑者たちが人質をとり刑務所に要求をつまびかしたが、結局は、州警察の実力行使によって受刑者の占拠した地区の支配が回復された。この事件で、刑務所職員及び受刑者四三名の死と百人以上の負傷者が出た。この事件に関係して多くの判決がでているが、この事件について設けられた州の特別委員会の報告書も参照。The Official Report of the New York Special Commission on Attick (1972)。これに関する文献として、Russel G. Oswald My Story (1972)；Herman Badillo & Milton Haynes, A Bill of No Rights: Attica and American Prison System (1972)。アメリカの刑務所は、この時期、連邦州をこわす、集団暴力事件に見舞われた。暴動後の参加受刑者に加えられた報復として判決事例を以下に挙げる。Inmates of Attica Correction Facility v. Rockefeller, Jones v. State, 352 N. Y. S. 2d 169 (Ct App. 1973) 参照。他の暴動事件として、Ray v. Rockefeller, 352 F. Supp. 750 (N. D. N. Y. 1973) — ニューヨーク州クリン矯正施設での暴動 —；Murphy v. Wheaton, 381 F. Supp. 1252 (N. D. Ill. Sep. 20, 1974)；Roberts v. State 307 N. E. 2d 501 (1974)；Bailey v. Huckleby (S. D. Ind. Nov. 26, 1974)；United States ex rel. Bracey v. Grenoble, 356 F. Supp. 673 (E. D. Pa. 1973)；Bracey v. Grenoble, 494 F. 2d 566 (3d Cir. 1974) なども参照。又、ニューメキシコ州ロングアイランズ市拘禁所での暴動として、Jack Newfield, "Cruel and unusual Justice" (1974)。又、"Leavenworth Uprising," NCCJL Reports (National Coordinating Committee for Justice Under Law, Dec—Jan. 1975)。以上はルビンのアメリカ刑判例集第二巻二二—二三頁にある。ルビンは、この悲劇的諸事件の中で却って刑務所職員や警察官の加えた攻撃が受刑者側の訴追事件を通じて問題となつていふことを指摘してゐる (New York Times,

Apr. 8, 1975 and days following)。しかし、ルビンは、刑務所暴動が例外なしにこのような悲劇的経過をとったわけではなく、例えば一九七一年十一月のニュージャーシー州刑務所の場合、人質釈放に当り平和的に交渉が終っており、この際、受刑者が非常手段に訴えることなしに、苦情を表明できる適法な手段の必要性が強調されたという。ウェストバー・ジニャ州の場合もさうであった。

- (22) 社会復帰行刑にかなりの努力が払われたのに、改善と抑止目的に成功しなかった理由は、簡単にカテゴリー化できるものではないが、その理由の一つは、「公的組織としての刑務所が、現実には、有意義に変化しなかったからである。拘禁志向の基本構造は、目的の変化にもかかわらず殆んど変化しなかった」(C. Thomas & D. Peterson, *Prison Organization and Innate Subculture*, 20-21 (1977))。「社会復帰努力への収容者の抵抗と管理者の拘禁関心の強さとの間には、強き関連がある」(Thomas & Peterson, *Ib.* at 17)と云う。処遇計画への参加は釈放後の犯罪活動への回帰の蓋然性に殆んど効果をあたらない(P. Lerman, *Community Treatment and Social Control* (1975) ; G. Kassebaum, D. Ward & D. Wilner, *Prison Treatment and Parole Survival: An Empirical Assessment* (1971); Bailey, *Correctional Outcome: An Evaluation of 100 Reports*, 57 *J. Crim. L. C. & P. S.* 153 (1966) ; D. Glaser, *The Effectiveness of a Prison and Parole System* (1964) 。拘禁行刑のなかでの処遇計画は、時間と金と職員の浪費である)と云う。

わ ぶ

アメリカにおける受刑者の外部交通の問題を概観したが、それは、次のように要約できよう。

まず、受刑者は刑罰によって当然に失う権利以外においては、通常の市民と同一の権利を享有するという立場にたち、刑罰によって失うものの内容、それはつまりは、受刑者のもつ基本権への制約を、抑止と再社会化という刑罰目的と、秩序と安全という施設目的、この両政府目的との比較考量を通じて具体的に確定するという裁判所の作業を通じて具体化されてきた。この際特に重要な役割を果たしているのは、基本権への制約が、これら目的達成のための最も

烈しさの少ないものであるかどうかという点の吟味である。面会にせよ、文通にせよ、この吟味によって、修正一条の言論や交わりの保障が確立されてきているように思われる。郵便検閲について、法律事件以外の一般文通においても、閲読でなく、禁制品チェックのための面前開被に限る方向が次第に明確になってきつつあり、かりに閲読に迄広がるとしても、それは逃亡計画のチェックという明確な限定作業として定着し、しかも、この表現内容によるチェックに際して厳格なデュー・プロセスを要求している点が注目される。

問題は、まず、報道機関との関係で、クエド判決が「より大きくない（又は平等の）アクセス」の原理を代替手段の有無の検討をぬきにして適用することによって実質的に公衆の知る権利への制約として定立されたこと、次に、受刑者同盟との関係で、ジョーンズ判決によって「行政裁量尊重」の原理が強調され、憲法による司法審査が実質的に放棄される傾向がでてきていることである。何れもバーガー・コートの社会的・政治的背景を如実に示している。後者の問題は、とくに、行刑における収容者の主体性（処遇決定への参加にとどまらず、管理運営への参加、苦情処理や仮釈放決定への参加）の問題と密接にかかわっている。しかも、この主体性が、個人としての収容者の位置でなく、刑務所という国家強制組織の内部における自主的社会的組織の成員としての収容者という位置において登場しているところに問題の深刻さと新しさがある。集団としての収容者には合法的な権限があり、その集団が行刑の中でどのような機能的地位において存在するのか、例えばそれを個人としての受刑者の権利防衛機能に限るとしても、受刑者のいかなる具体的権利についてかわりあうか、例えば、処遇決定への受刑者の参加について自主的な収容者組織がどう係わりうるか、原則的な問題をかかえている。現実の行刑の中から試行錯誤的に形成されてゆくものではあろうが、同時に行刑の基礎理論との関係においても追及されるべき問題である。受刑者の行刑への主体的参加形態は、西ドイツにおいての代案のように、各段階の決定機関に個人としての受刑者をくみ入れ、会議制によって組織す

る方向もある。又、組織は常に構成員の個体としての自由を前提にしてのみ健全でありうるし、一定の組織目的を前提にしてのみ成立しうる。受刑者という特殊の社会的、法的地位における自主的な集団組織が、一方において刑務所という国家機構の内部においてそれと対抗してもつ地位、他方において構成員たる受刑者個人との関係においてそれに対してもつ地位が明らかにされねばならないであろう。その意味で、この組織をつつむ刑務所組織そのものの本質的機能と直接的な関連をもつことになる。拘禁中心か処遇中心かは大きな差異となる。会員への勧誘、所内集会、集団交渉、実力行使など、現実の運動の中から行刑におけるその性格が明らかになってゆくであろう。しかし、おそらく、受刑者組織の将来は決して拘禁行刑の安全弁（集団暴力や暴動の予防）としてでないのは勿論、処遇の促進剤（受刑者の自主的集団活動への参加による主体的人格形成）としてでもないであろう。おそらく、国家強制の下に集団的に収容されている受刑者が、その基本的人権を、集団の力によって防衛するところの、社会法的存在として位置づける必要があろう。

（以上）